

第2期多賀城市次世代育成支援行動計画  
多賀城市子ども・子育て支援事業計画

(仮称) たがじょうすくっぴープラン2 (案)

平成27年1月7日

## 多賀城市子育て応援キャラクター

「すくっぴー」

すくすく育てみんなハッピーになりますように、という思いから名づけられました。



## 「すくっぴープラン2」の特徴

### 1 「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくりの実現」

本計画が目指す姿を実現するためには、家庭、地域、教育・保育施設等、企業、行政等多様な主体がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていくことが必要です。「すくっぴープラン2」では、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図る内容とし、基本施策に目指す姿を設定し、その実現度合いを図る「ものさし」として成果指標と目標値を定めたほか、関係団体等の取組例を掲載しています。

### 2 「家庭教育の充実」

家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。子ども・子育て会議では、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少などにより、家庭教育力の低下を問題視する意見が多く出されました。このため、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うとともに、保護者がその責任を十分発揮できるよう、様々な機会を通じて各家庭での実践に向けた支援を推進します。

また、子育て中の当事者がサービスを受けるだけでなく、当事者の支え合いにより地域の子育て力の向上を図る取組を推進します。

# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	3
4 達成状況の点検・評価 .....	3
第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	4
1 人口・世帯等の状況 .....	4
2 ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況 .....	8
3 子ども・子育て支援における課題 .....	15
第3章 計画の基本的な考え方 .....	17
1 基本理念 .....	17
2 基本方針 .....	19
3 計画の推進体制 .....	21
第4章 施策の展開 .....	23
基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える .....	27
1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実 .....	27
1-2 学校教育の充実 .....	29
1-3 子どもの健全育成 .....	31
1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実 .....	33
基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る .....	35
2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実 .....	35
2-2 安全・安心対策の推進 .....	37

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる.....	39
3-1 母子保健・医療体制の充実.....	39
3-2 地域における子育て支援の促進.....	41
3-3 ひとり親家庭への支援の充実.....	43
3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備.....	45
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す.....	47
4-1 働き方の見直しの促進.....	47
4-2 仕事と子育ての両立支援の充実.....	49
重点的に取り組む事業.....	51

第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	57
1 子ども・子育て支援事業計画について.....	57
2 教育・保育提供区域の考え方.....	57
3 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策.....	58
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	62
資 料.....	71
1 用語の解説.....	71
2 計画の策定体制.....	73

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

人口構造の急速な変化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市においても、総人口は震災後に回復傾向にあるものの、年少人口は減少し続けているほか、子育て家庭における核家族化の進展が見られます。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきており、本市でも市町村地域行動計画である「すくっぴープラン」を策定し、次代を担う子どもたちを安心して生み育て、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指してきました。

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。さらに、子どもが健やかに生まれ育つ環境のさらなる向上を目指し、「次世代育成対策推進法」が平成37年3月まで10年間延長されたところです。

本計画は、これまで取り組んできた次世代育成支援施策を点検・評価し、新たな計画として見直すとともに、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、多賀城市の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定するものです。

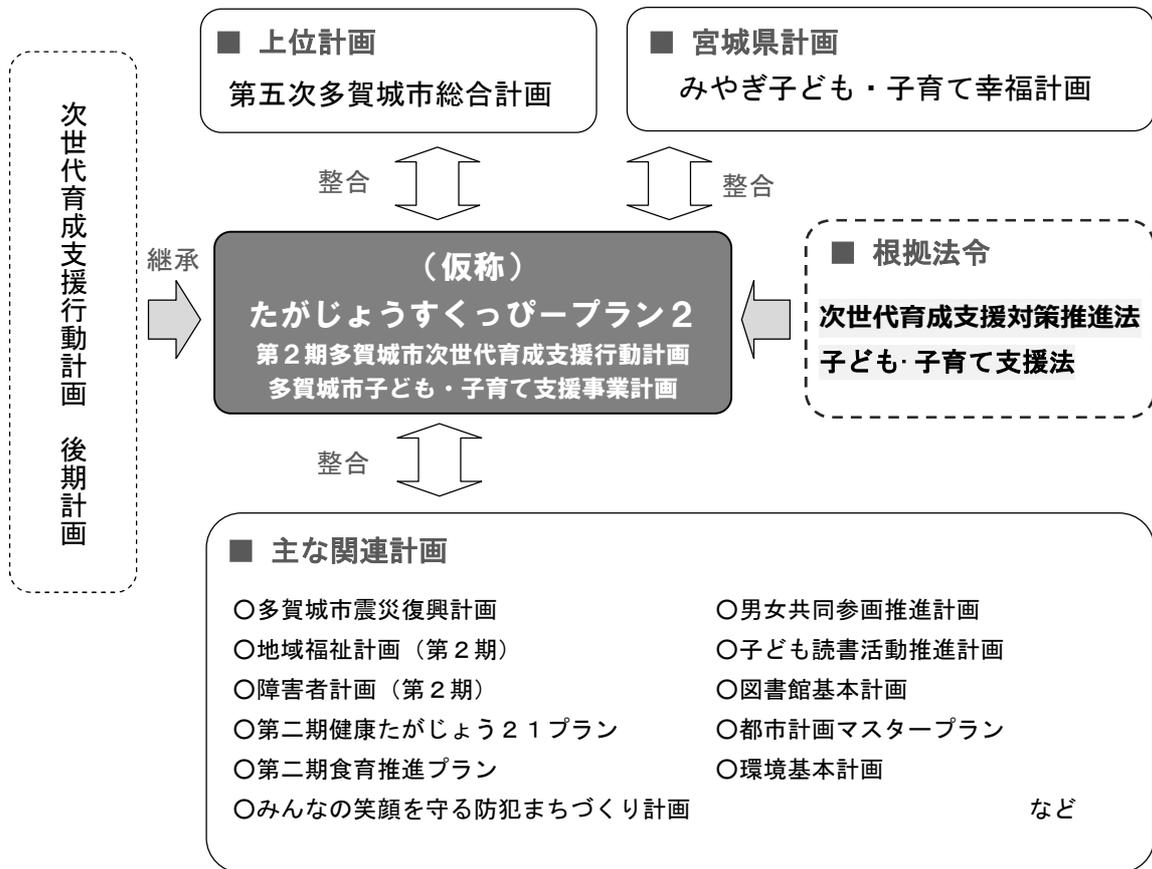
## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられる法定計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として位置付けるものであり、平成 26 年度を最終年度とする「多賀城市次世代育成支援行動計画後期計画(たがじょうすくっぴープラン)」を継承する計画として、総合的な子ども・子育て支援施策の推進を図るものです。

最上位計画である「第五次多賀城市総合計画」をはじめ、「多賀城市地域福祉計画」、「多賀城市障害者計画(第 2 期)」等の関連計画との調和を図るとともに、宮城県が策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」(仮称)との整合を図ります。

計画の位置付け



### 3 計画期間

次世代育成支援対策推進法が10年間延長されましたが、「市町村子ども・子育て支援事業計画」が5年を1期として策定するものとされていることを踏まえ、平成27～36年度の10年間のうち、平成27～31年度の5年間に計画年度として策定します。

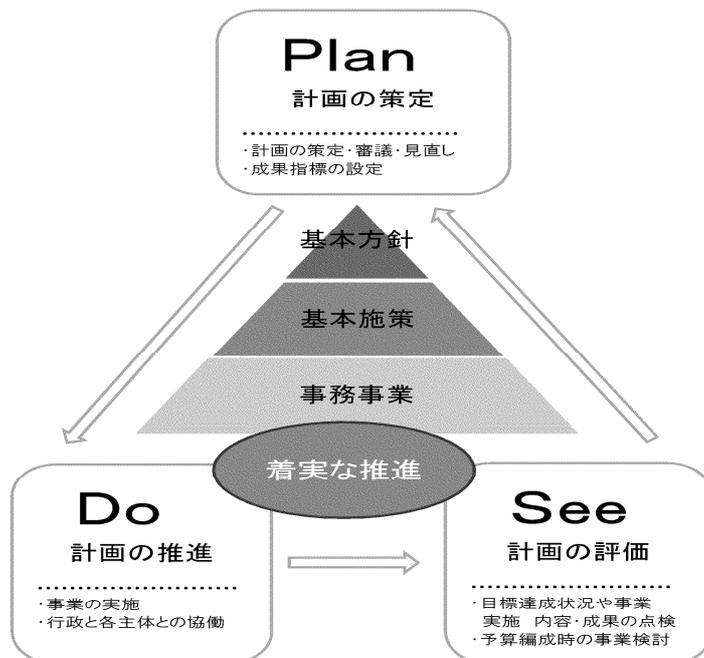
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
次世代育成支援行動計画 (後期行動計画)					第2期次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画					第3期次世代育成支援行動計画 第2期子ども・子育て支援事業計画				

### 4 達成状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年、目標達成状況や各事業の実施内容・成果を点検し、評価するとともに、その結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況

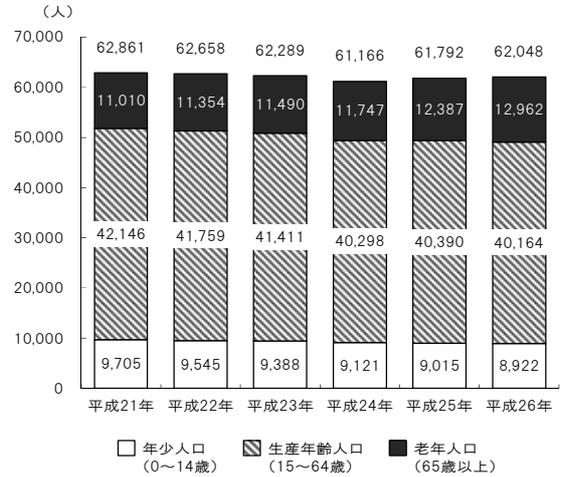
### 1 人口・世帯等の状況

#### (1) 総人口の推移

本市の総人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 62,048 人となっています。平成 21 年以降は減少傾向にあり、特に東日本大震災の影響により、平成 23 年から平成 24 年にかけて大きく減少しましたが、その後、増加傾向に転じています。

年齢 3 区分別にみると、年少人口(0～14 歳)及び生産年齢人口(15～64 歳)は減少傾向にあり、年少人口は平成 21 年から 5 年間で 800 人弱減少しています。一方、老年人口(65 歳以上)は増加傾向となっており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口の推移



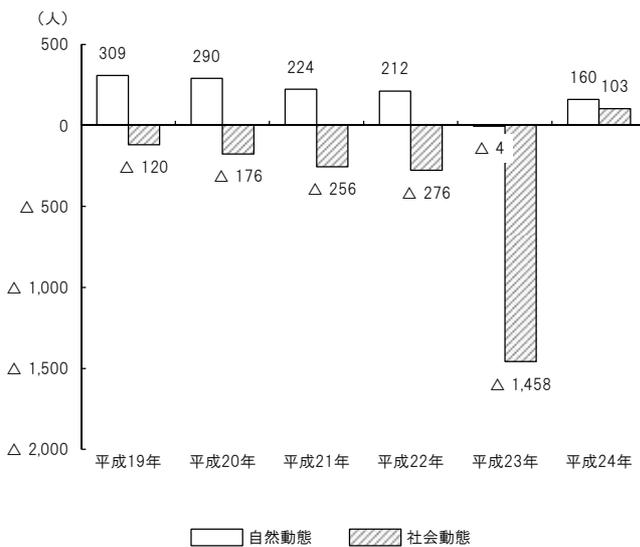
資料：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

#### (2) 人口動態

本市における人口動態をみると、自然動態(出生－死亡)は、平成 23 年を除いてプラスとなっています。一方、社会動態(転入－転出)はマイナスが続いており、人口減少の主な要因となっています。

本市は、転入・転出が多い地域であり、人口 1,000 人あたり移動率は県内で最も高くなっています。

■自然動態・社会動態の推移



■移動率の推移及び県内市町村の順位

区 分	人口 1000 人あたりの移動率(%)	県内市町村の順位
平成 20 年	15.11	第 1 位
平成 21 年	14.51	第 1 位
平成 22 年	13.61	第 1 位
平成 23 年	14.59	第 1 位

※移動率(%)=(転入+転出人口)÷(年末人口÷1000)

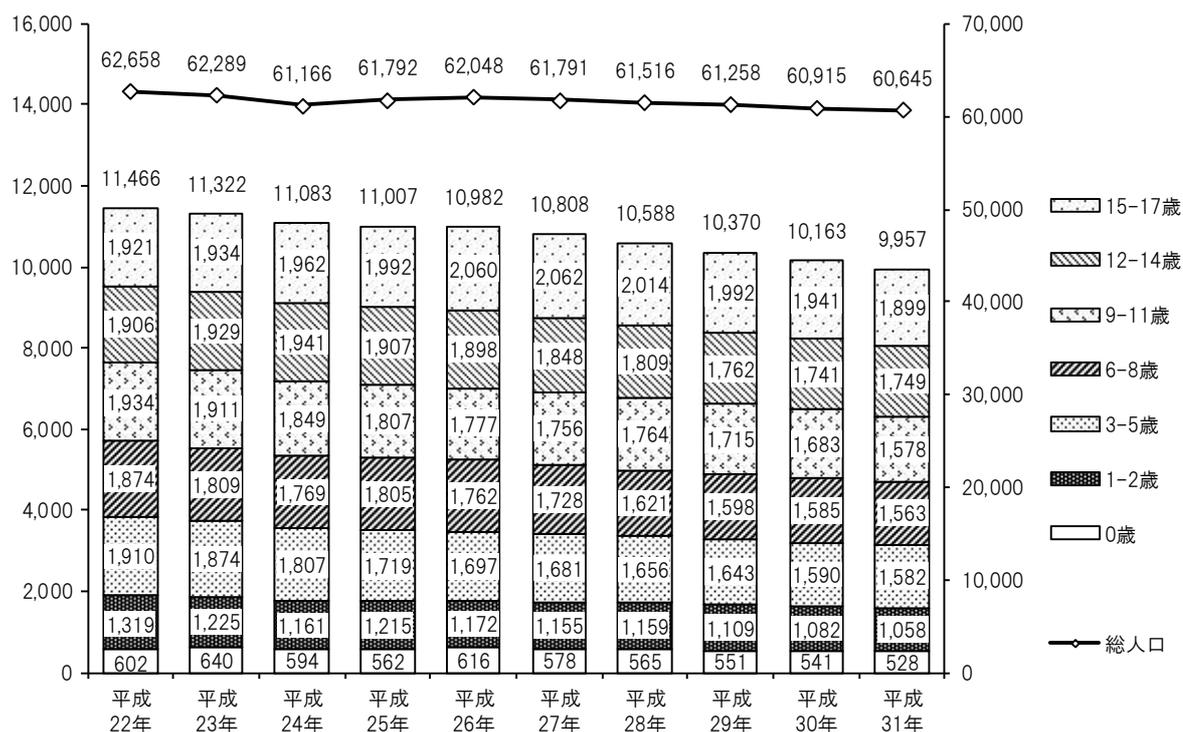
資料：多賀城市統計書(平成 24 年度版)

### (3) 計画期間中の児童数の推計

計画期間中の児童数について、平成23年から平成26年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	伸び率 (H26-H31)
0歳	602	640	594	562	616	578	565	551	541	528	-15.7%
1-2歳	1,319	1,225	1,161	1,215	1,172	1,155	1,159	1,109	1,082	1,058	-9.4%
3-5歳	1,910	1,874	1,807	1,719	1,697	1,681	1,656	1,643	1,590	1,582	-6.7%
小計	3,831	3,739	3,562	3,496	3,485	3,414	3,380	3,303	3,213	3,168	-9.1%
6-8歳	1,874	1,809	1,769	1,805	1,762	1,728	1,621	1,598	1,585	1,563	-11.0%
9-11歳	1,934	1,911	1,849	1,807	1,777	1,756	1,764	1,715	1,683	1,578	-11.0%
12-14歳	1,906	1,929	1,941	1,907	1,898	1,848	1,809	1,762	1,741	1,749	-7.8%
15-17歳	1,921	1,934	1,962	1,992	2,060	2,062	2,014	1,992	1,941	1,899	-8.1%
合計	11,466	11,322	11,083	11,007	10,982	10,808	10,588	10,370	10,163	9,957	-9.3%

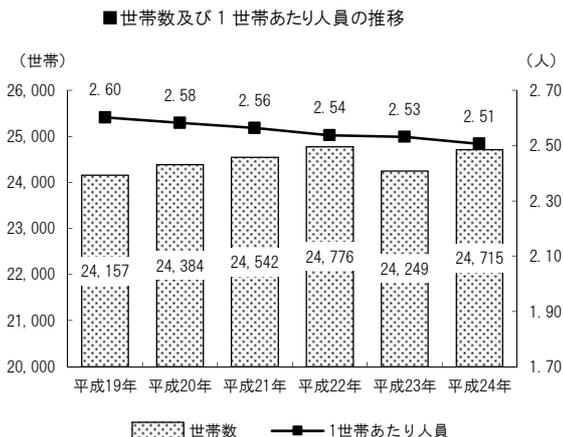
総人口	62,658	62,289	61,166	61,792	62,048	61,791	61,516	61,258	60,915	60,645	-2.3%
年少人口	9,545	9,388	9,121	9,015	8,922	8,746	8,574	8,378	8,222	8,058	-9.6%
(割合)	15.2%	15.1%	14.9%	14.6%	14.4%	14.2%	13.9%	13.7%	13.5%	13.3%	-



#### (4)世帯の状況

本市の世帯数は、平成24年12月末日現在で 24,715 世帯となっています。年々増加傾向にあり、震災の影響により平成23年に一時的に大きく減少したものの、再び増加に転じています。

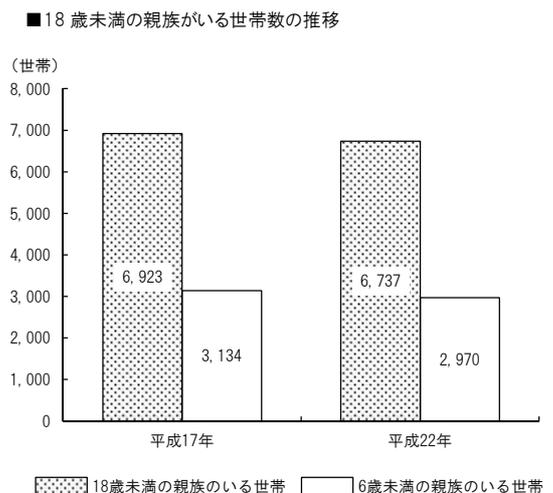
1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。



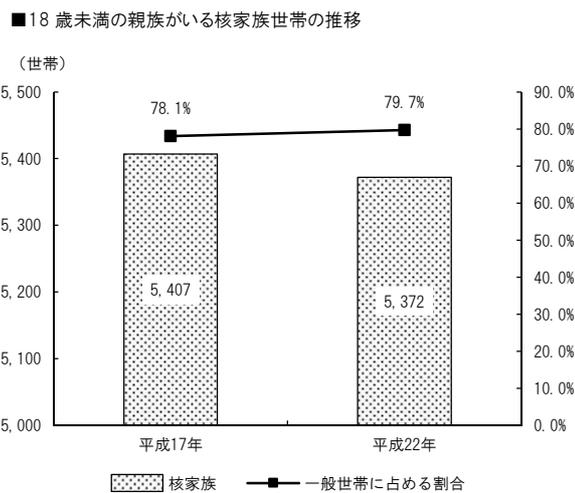
資料:多賀城市統計書(平成24年度版)

18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあります。また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、約8割は核家族となっており、その割合も5年間で増加しています。

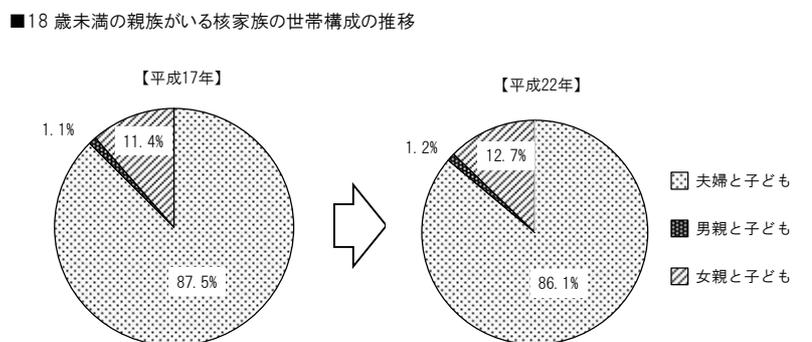
また、18歳未満の子どもがいる核家族のうち、母子世帯が12%前後、父子世帯が1%程度となっており、5年間でやや増加しています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

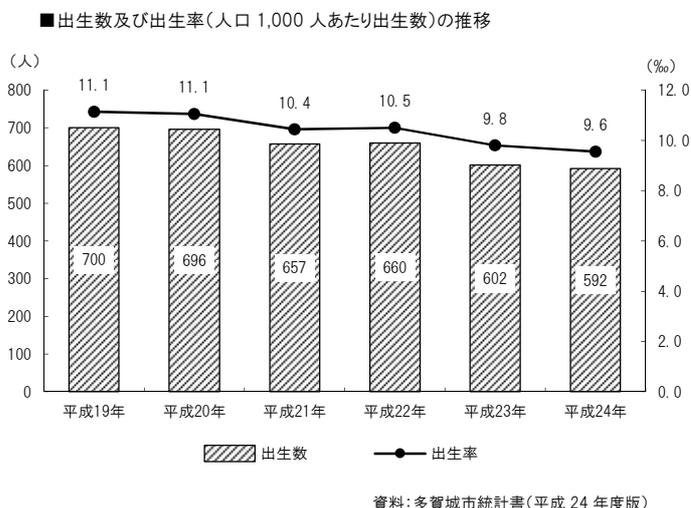


資料:国勢調査(各年10月1日現在)

## (5) 出生の状況

本市における出生数の推移をみると、平成19年の700人から平成24年には592人まで減少しており、5年間で108人(15.4%)減となっています。

本市の人口1,000人あたりの出生数は、県内市町村の中では高い値となっていますが、近年は減少傾向にあり、今後、さらに少子化が進んでいくことが予想されます。



■ 出生率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1000人あたりの出生率(%)	県内市町村の順位
平成23年	9.81	第1位
平成24年	9.64	第1位
平成25年	9.87	第3位

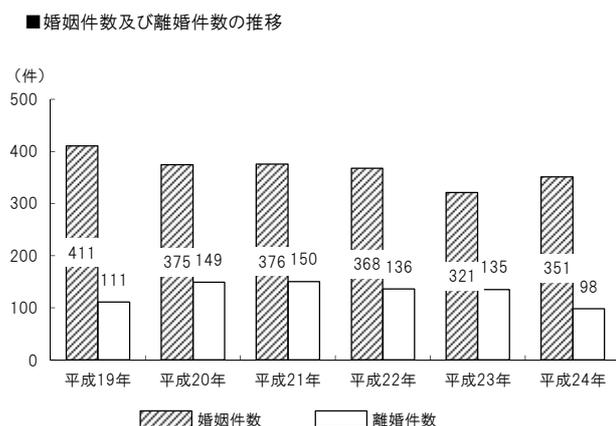
出生率(%)=出生数÷(年末人口÷1000)

資料:宮城県人口動態統計

## (6) 婚姻・離婚の状況

本市における婚姻件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向にありますが、人口1,000人あたり婚姻件数(婚姻率)は、県内市町村で最も高くなっています。

離婚件数の推移をみると、平成21年まで増加傾向にありましたが、その後、減少に転じています。



■ 婚姻率の推移及び県内市町村の順位

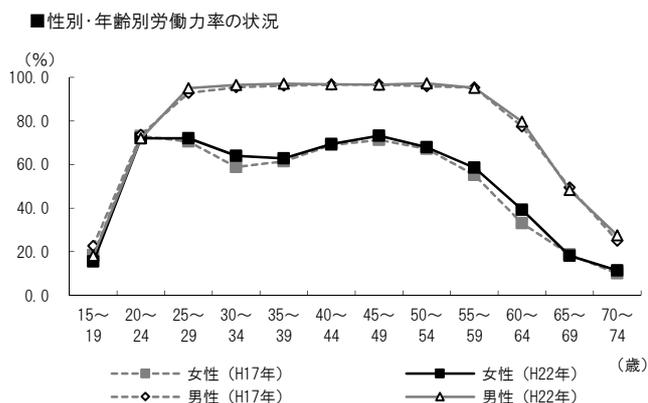
区分	人口1000人あたりの婚姻率(%)	県内市町村の順位
平成23年	5.51	第5位
平成24年	6.45	第1位
平成25年	6.58	第1位

婚姻率(%)=婚姻件数÷(年末人口÷1000)

資料:宮城県人口動態統計

## (7) 就労の状況

本市の労働力率(人口に対する労働力人口の割合)をみると、女性の労働力率は、20歳代後半から40歳代前半にかけて落ち込む、いわゆるM字カーブを描いていますが、平成17年と平成22年を比較すると、30歳代前半で労働力率が上昇しています。



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

## 2 ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況

計画の策定に先立ち、多賀城市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者と中学生を対象とするアンケート調査を平成25年11月に実施しました。

(調査の実施概要)

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	1,700票	984票	57.9%
小学生保護者	1,046票	886票	84.7%
中学生	907票	868票	95.7%

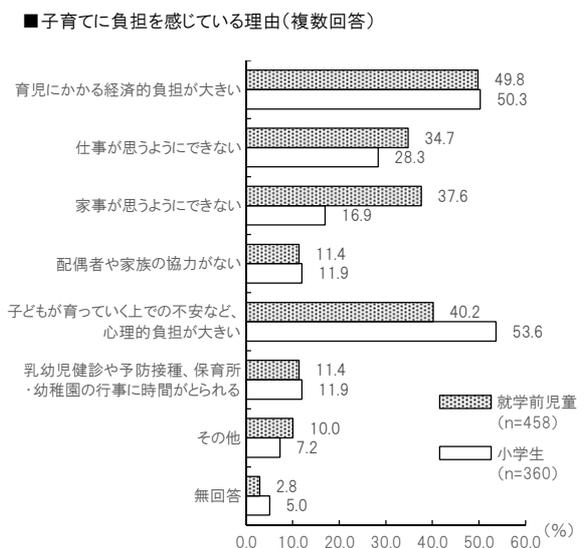
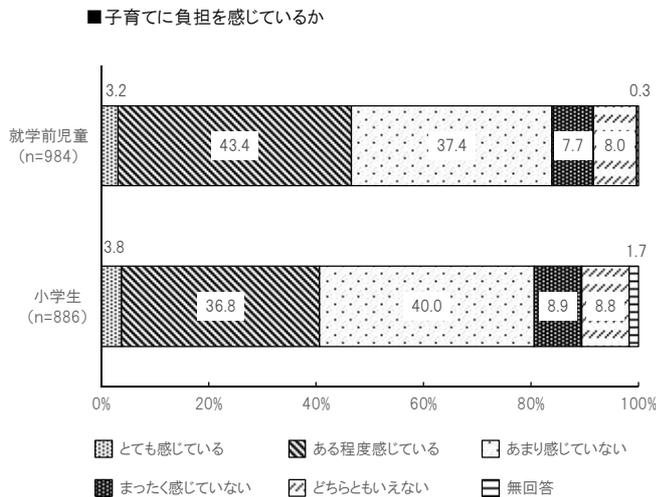
(調査結果のみかた)

- 掲載しているグラフは、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出します。そのため、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 本文および図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。したがって、表記上の数値の合計が100.0%にならない場合があります。

## (1)子育ての負担感【就学前・小学生保護者】

子育ての負担感について、「とても感じている」と回答した人は、就学前で3.2%、小学生で3.8%となっています。「ある程度感じている」と回答した人の割合は、就学前のほうが小学生より高くなっています。

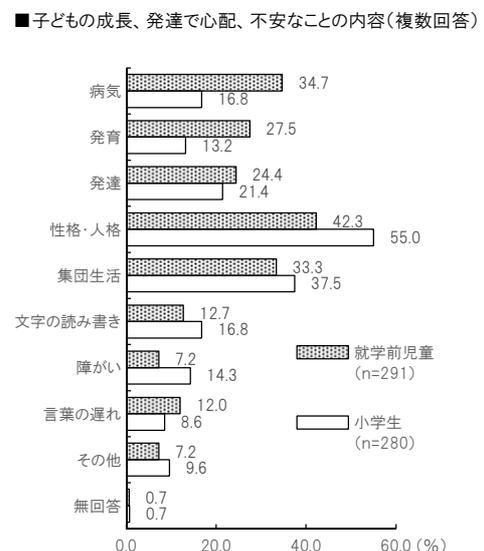
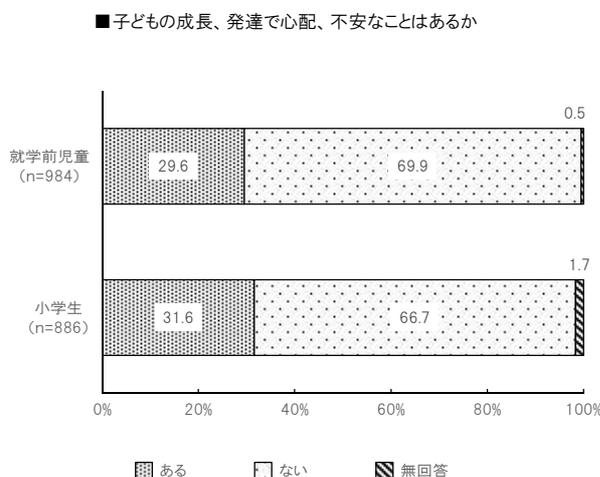
負担に感じる理由についてうかがったところ、就学前では「育児にかかる経済的負担が大きい」が最も高く、小学生では「子どもが育っていく上での不安など、心理的負担が大きい」の割合が最も高くなっています。



## (2)成長、発達に対する心配、不安【就学前・小学生保護者】

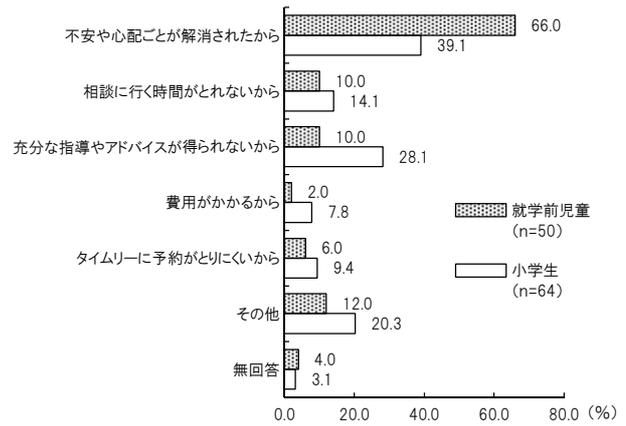
子どもの成長、発達に対する心配、不安の有無について、就学前、小学生ともに「ある」が約3割、「ない」が約7割となっています。

不安の内容についてうかがったところ、就学前、小学生ともに「性格・人格」の割合が最も高くなっていますが、特に小学生では6割以上と高く、就学前では「病気」や「発育」の割合が小学生と比べて高くなっています。



成長や発達について病院や専門機関等に相談したことがある人のうち、相談を継続していない人の理由について、就学前では7割近くが「不安や心配ごとが解消されたから」と回答し、小学生では、就学前に比べて「十分な指導やアドバイスが得られないから」の割合が高くなっています。

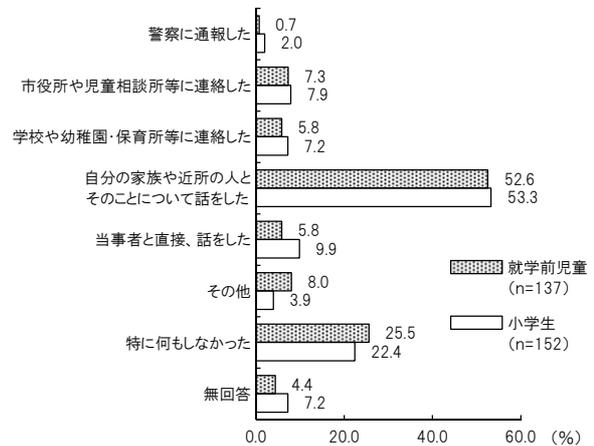
■専門機関等への相談を継続していない理由(複数回答)



### (3) 児童虐待について【就学前・小学生保護者】

身近な場所で虐待を見聞きしたときの対応について、「自分の家族や近所の人とそのことについて話をした」が5割以上と高く、警察や市役所等に通報・連絡した人の割合はそれぞれ1割以下となっています。

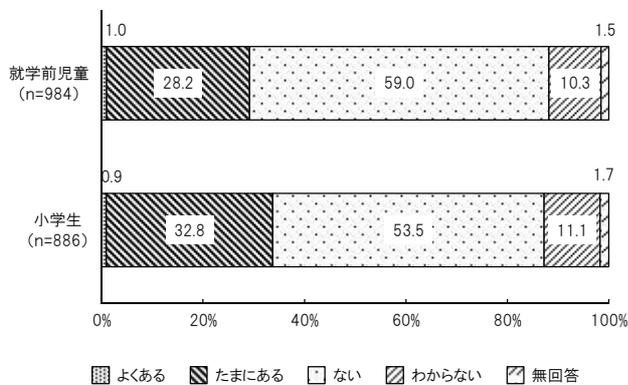
■虐待を見聞きしたときの対応



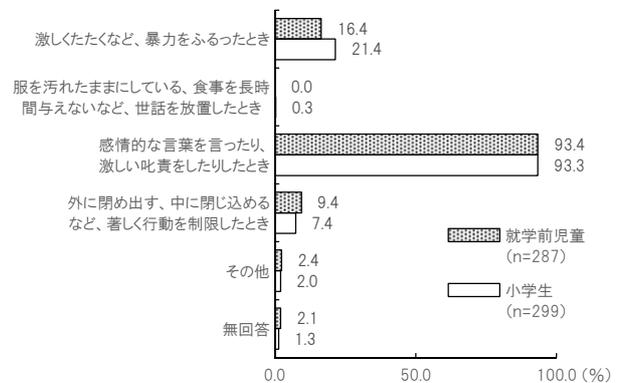
自分が子どもを虐待してしまっていると感じることの有無について、就学前、小学生ともに「よくある」が約1%、「たまにある」が約3割となっています。

自分が子どもに虐待しているのでは、と感じる内容について、就学前、小学生ともに「感情的な言葉を言ったり、激しい叱責をしたりしたとき」が9割を超えています。

■自分の子どもに対して虐待しているのでは、と感じることがあるか



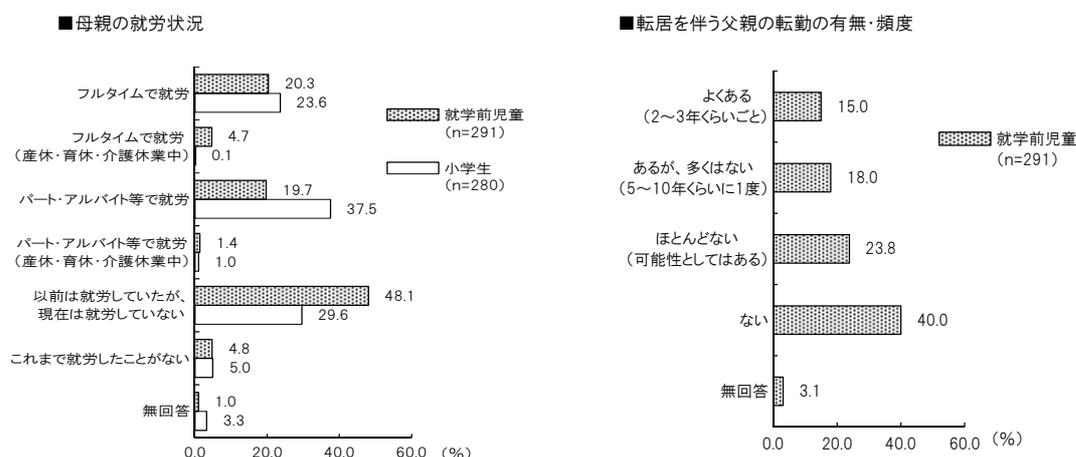
■どのようなときに虐待しているのでは、と感じるか(複数回答)



#### (4) 保護者の就労状況【就学前・小学生保護者】

母親の就労状況について、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が就学前では約5割と高く、小学生では約3割となり、代わりに「パート・アルバイト等で就労」の割合が約4割と高くなっています。「フルタイムで就労」の割合は、就学前、小学生とも約2割で大きな差は見られません。

父親の転居を伴う転勤の状況について、「よくある(2~3年くらいごと)」と「あるが多くはない(5~10年くらいに1度)」をあわせると3割以上となっています。

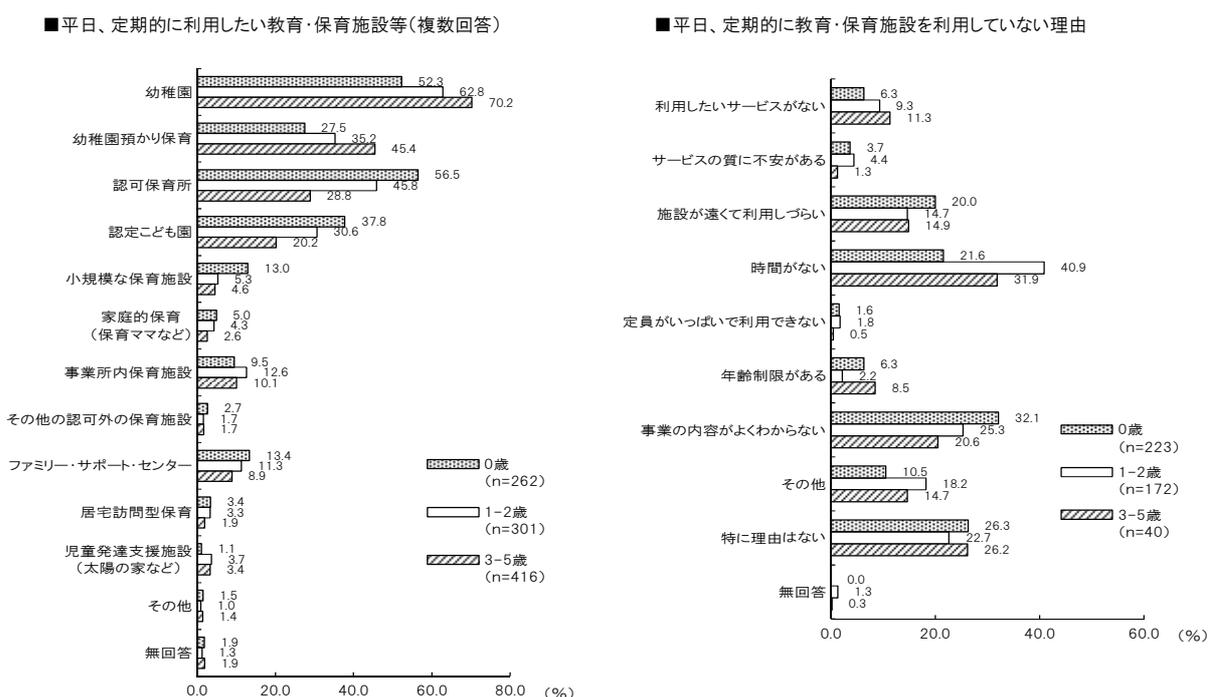


#### (5) 教育・保育施設の利用意向【就学前保護者】

教育・保育施設の利用意向について、0歳では「認可保育所」が6割で最も高くなっていますが、「幼稚園」と回答した人も5割以上と高く、また、「認定こども園」の割合も4割近くとなっています。

1-2歳及び3-5歳では「幼稚園」の割合が最も高くなっています。

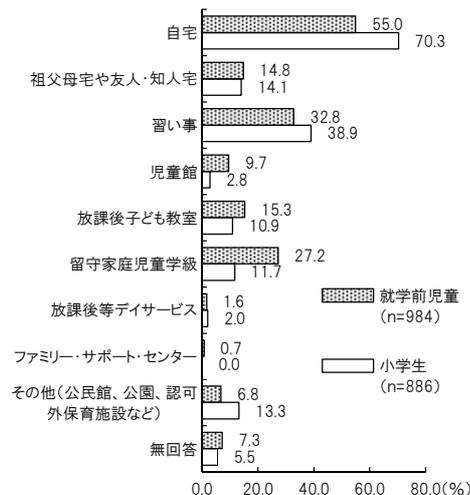
現在、教育・保育施設を利用していない人に、その理由についてうかがったところ、0歳では「子どもがまだ小さいため」の割合が6割で最も高くなっていますが、「保育園・幼稚園等に空きがない」とする回答も1割以上となっています。



## (6)放課後の居場所について【就学前・小学生保護者】

就学前保護者に、小学校入学後の放課後過ごさせたい場所についてうかがったところ、「自宅」が最も高く、次いで「習い事」、「留守家庭児童学級」と続いています。小学生保護者に、高学年になったときの放課後過ごさせたい場所についてうかがったところ、「自宅」が7割と高くなっており、「留守家庭児童学級」は約1割となっています。

■(就学前)小学校低学年に放課後に過ごさせたい場所  
(小学生)今後、放課後に過ごさせたい場所

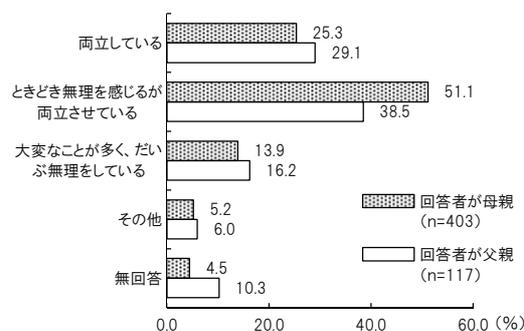


## (7)ワーク・ライフ・バランスについて【就学前保護者】

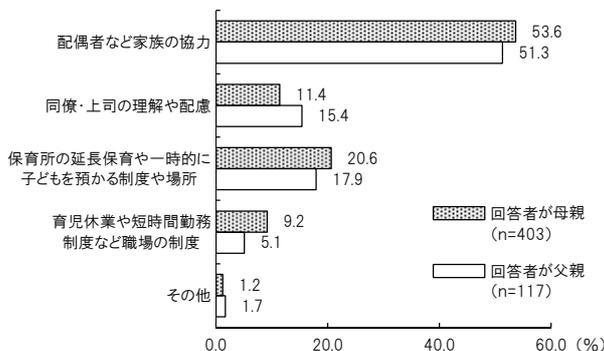
子育てと仕事の両立について、回答者が母親、父親ともに「ときどき無理を感じるが両立させている」の割合が高く、特に母親で5割以上と高くなっています。

子育てと仕事の両立に必要なことについて、回答者が母親、父親ともに「配偶者など家族の協力」の割合が5割以上と高くなっています。

■子育てと仕事は両立していると思うか



■子育てと仕事の両立に必要なこと



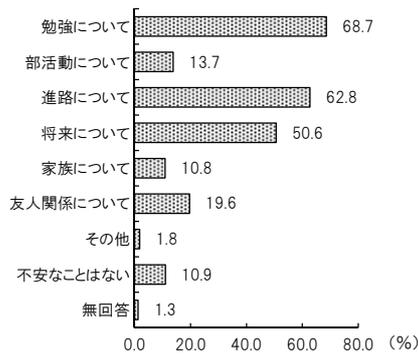
## (8)現在と将来について【中学生】

不安なことについて、「勉強について」が7割近くで最も高く、次いで「進路について」、「将来について」と続いています。

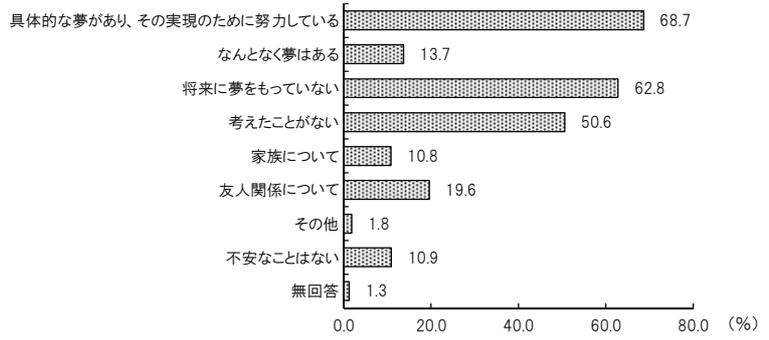
将来の夢の有無については、「具体的な夢があり、その実現のために努力している」が3割近くとなっており、「なんとなく夢はある」と合わせると約8割の人が夢を持っていると回答しています。

一方、将来への不安について、「おおいにある」が約3割、「なんとなくある」が約4割となっており、7割の中学生が将来に不安を感じています。

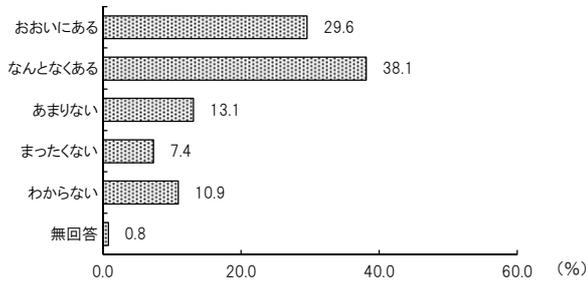
■不安なことは何か



■自分の将来に夢を持っているか



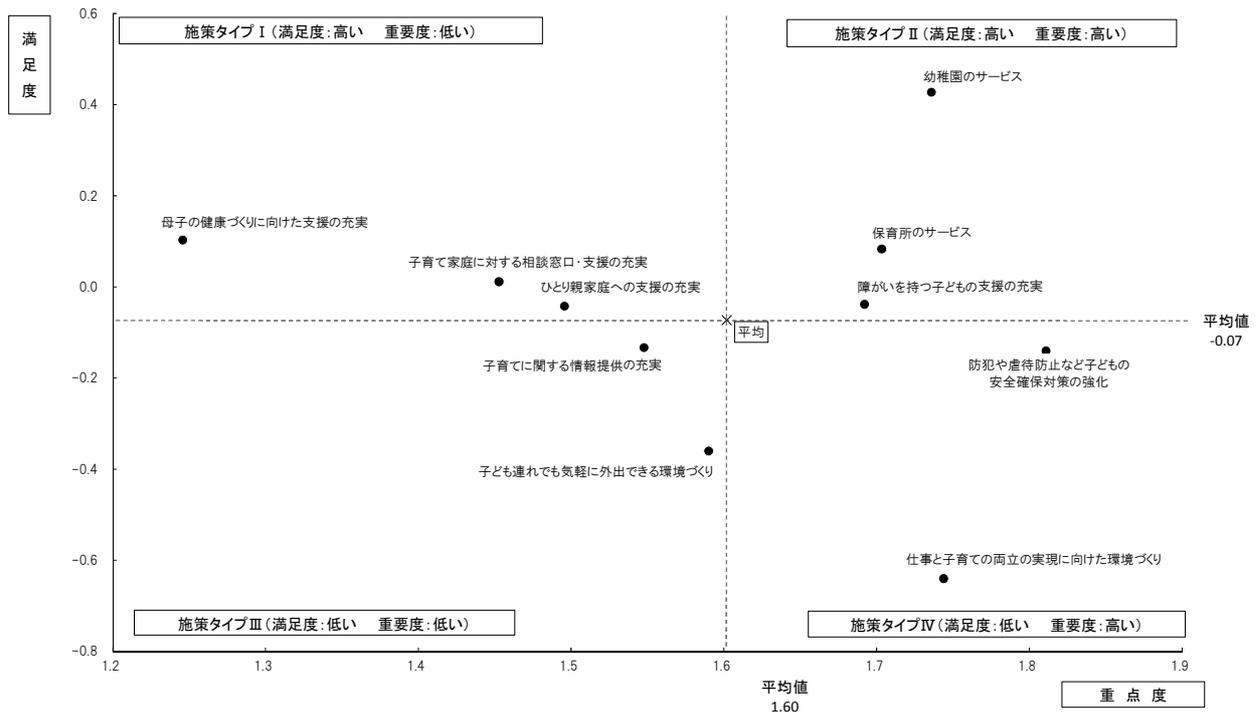
■将来への不安はあるか



## (9)市の子ども・子育て支援施策に対する評価【就学前・小学生保護者】

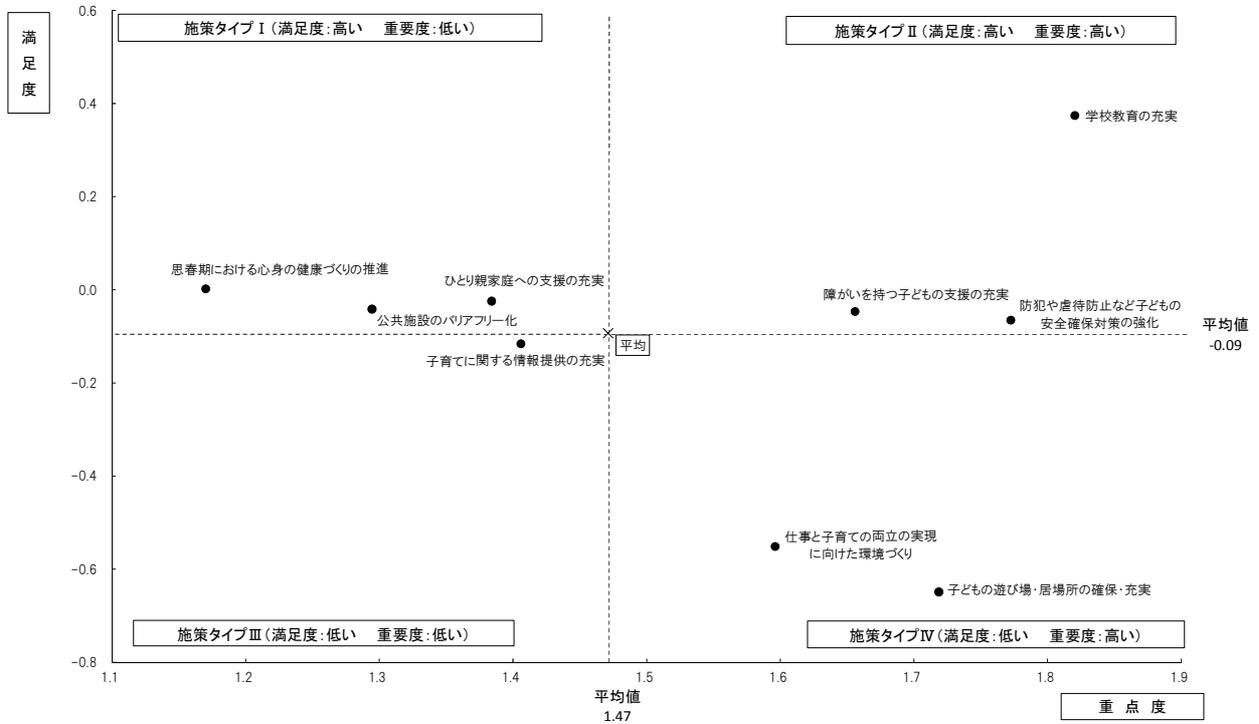
(就学前児童保護者)

満足度が低く、重要度が高い施策は「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の強化」及び「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」となっています。



(小学生保護者)

満足度が低く、重要度が高い施策は「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」及び「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」となっています。



満足度:「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点、「わからない・利用しない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの  
 重要度:「重要」を2点、「やや重要」を1点、「あまり重要ではない」を-1点、「重要ではない」を-2点として点数化し、平均値を算出したもの

### 3 子ども・子育て支援における課題

---

本市の人口・世帯等の状況やニーズ調査の結果からみる子ども・子育て支援における課題は以下のとおりです。

#### (1)子育ての負担感、不安の解消、孤立防止

本市は、転入・転出の移動率が県内で最も高く、転入して間もない保護者も多い地域です。子育て家庭が孤立しないよう、顔見知りをつくるためのきっかけづくりなど、積極的に支援していく必要があります。

また、ニーズ調査の結果をみると、子育てに対して負担感が大きいほど、自身が子どもに虐待しているのでは、と感じている人の割合も高くなっています。負担に感じている理由として、経済的負担に加え、子どもが育っていく上での不安など心理的負担が大きいとの回答割合が高いことから、不安解消に向けた取組の推進等により負担軽減を図り、児童虐待の防止につなげていくことが必要です。

#### (2)発達に応じたきめ細かな成長支援

ニーズ調査の結果をみると、子どもの成長や発達に対する心配や不安が専門的な支援につながっていない状況がうかがえます。子どもの発達や成長についての理解や知識の普及を図りつつ、一人一人の状況に応じた支援につなげていくことが必要です。特に、小学生では、相談を継続していない理由として十分なアドバイスが得られないとする割合も高く、専門的な人材の確保など相談体制の拡充が課題といえます。

#### (3)ニーズに応じた教育・保育施設の提供体制の確保

女性の30歳代前半の労働力率が上昇してきており、子育て中でも就労を希望する母親の増加による保育ニーズの高まりに伴い、待機児童も発生しています。特に3歳未満児のニーズが高くなっており、提供体制を確保していく必要があります。

さらに、4月時点でないとなかなか入所できない状況から、年度末にかけて待機児童が増加していく状況であり、育児休業明けなど年度途中でも入所できる体制の確保が求められています。

また、小学校入学後の放課後の居場所として、留守家庭児童学級に対するニーズも高まっており、定員や利用時間帯の拡大に努めていく必要があります。

#### (4)仕事と生活の両立に向けた支援の充実

母親の就労意向が高くなり、子育てと仕事の両立の重要性が高まっています。ニーズ調査では、両立に必要なこととして「配偶者など家族の協力」が半数以上を占めており、家庭での協力した子育てや男性も含めた働き方の見直しに向けた意識啓発等が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、職域における積極的な取組と職場の理解が不可欠であり、各種制度の周知・活用や職場での子育てへの理解を進めていく必要があります。

## (5)家庭教育の重要性の認識

少子化等の影響により、子どもの教育に対する関心の高まりや子ども一人にかかる教育関係費の増加が見られる一方で、核家族の進展や就労環境の変化等により、家庭の教育力の低下が指摘されています。

家庭は教育の原点であり、特に乳幼児期における家庭教育は、基本的な生活習慣の修得や生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるといわれますが、自分が親になるまで乳幼児と接する経験が少ない親も多く、また、日々の子育てについて相談・協力を得られにくい状況もあることから、家庭教育について学んだり相談できる機会の充実を図るとともに、家庭教育への関心が低い保護者等へのアプローチが必要です。

さらに、個々の親の役割や責任を問うだけでなく、近隣住民や教育・保育施設、企業など地域全体が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育ちや親としての成長を支えるとともに、親が子どもと向き合うことができる環境づくりに努めていく必要があります。

## (6)子育て支援にかかる積極的な情報提供

子ども・子育て支援法及び改正児童福祉法では、積極的でわかりやすい情報提供に努めることとされました。誰もがわかりやすく一元化した情報提供が求められます。

本市では、これまで「すくっぴーねっと」により各種子育て支援に関する情報をホームページに掲載してきました。今後も多様な媒体を通じて、よりきめ細かな情報提供に努めるとともに、子育て家庭の状況に応じて必要な支援につなげることができる情報提供を行っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の推進にあたっては、以下の基本的な考え方に基づき、基本理念を「未来を育むまち 史都多賀城 ～支えあい・学びあい・育ちあい～ ～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～」として設定します。

#### 【基本的な考え方】

本市の最上位計画である「第五次多賀城市総合計画」では、「未来を育むまち 史都多賀城」を将来都市像とし、少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくことを目指しています。

子どもは社会の希望であり、一人一人が未来をつくるかけがえのない存在です。本市の子ども・子育て支援においては、子どもの最善の利益を第一に考え、障害や疾病、家庭の状況等に関わらず、すべての子どもの安全・安心と健やかな成長を等しく保障することを基本とします。

また、子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、家庭がその第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための支援を行うとともに、親も子育てを通じて成長し、子どもの成長に生きがいや喜びを感じることができるような環境づくりを進めていくこととします。

そのためにも、まち全体が子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、市民、地域、事業者、行政その他あらゆる社会の構成員がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

第五次多賀城市総合計画が目指す将来都市像は、こうした考え方に合致するものであり、さまざまな分野の連携と多様な主体による協働による施策推進を図る意味でも、総合計画の将来都市像を本計画の基本理念として設定することとします。

#### ■第五次多賀城市総合計画 将来都市像

##### ■ 将来都市像

平成32年度を目標年度とする本市の将来都市像を次のとおり定めます。

## 未来を育むまち 史都多賀城

～支えあい・学びあい・育ちあい～

～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

##### ■ 構 成

###### ■ メインフレーズ

#### 未来を育むまち 史都多賀城

少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくまちとなることを目指すものです。

###### ■ サブフレーズ

メインフレーズで目指すまちの具体的な方向性を示すものです。

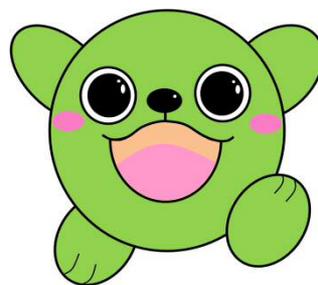
#### ～支えあい・学びあい・育ちあい～

個人、家庭、町内会、市民活動団体、企業、学校、行政など、まちや地域を構成する多様な主体が、地域でお互いに支えあい、互いに学びあい、互いに力を合わせて成長しあえるまち

#### ～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

誰もが笑顔に暮らせるまち、市民役のまちづくり

■子ども・子育て会議から基本理念に関するご意見



『親が自信を持って楽しく子育てができるように、地域で子育てを支え、親子のつながりを広げる環境をつくります』

転勤族が多い多賀城市だからこそ、ママたちの不安を取り除いていくような支援があることを謳いたい。

『笑顔満開の次世代のために

**元気に子育て・笑顔で成長 安全安心・みんなで支援』**

子どもが主役だが、親へのサポートも必要。子どもも親も笑顔で成長してほしいという願いがある。

目標としてのキャッチがあって、それをみんなが共有し、一方通行ではなく、双方向でつながり、地域そのものが育っていくようなイメージがあるといい。

行動しながら  
目指して行こう！

『子どもの笑顔を地域で支え 未来をつくるまち 多賀城』

子どもたちがずっと笑顔にいられるように、地域みんなで支え合って、多賀城市みんなで支え、担っていくという意味がある。

『子どもの笑顔があふれ 希望をはぐくみ 未来をつくるまち 多賀城  
～すくすく育って みんなハッピー～』

サブフレーズは多賀城市子育て応援キャラクター すくっぴーのコンセプト。

親も一緒に楽しんだり悩んだりしながら一緒に育ち合うことができる町だといい。

子どもが主役だが、親へのサポートも必要。子どもも親も笑顔で成長してほしいという願いがある。

『子どもたちのたしかな育ちを実感できるまち 多賀城』～ふれあい・支えあい・育ちあい～』

『子どもの生きる力を育む家族、そして地域社会を実現します。』

家族力、地域力が弱ってきている。子どもの生きる力を育むための家族力・地域力が必要。

## 2 基本方針

---

基本理念の実現を目指し、以下の基本方針に基づいた施策の展開を図ります。

### 基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

すべての子どもが、乳幼児期から学童期、思春期といった子どもの発達・成長過程において、さまざまな関わりの中から必要な能力、態度を獲得し、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって健やかに育まれることを支えます。

#### 【基本施策】

- 1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 子どもの健全育成
- 1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

### 基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

子どもの権利に対する理解や関心を高めながら、地域全体で子どもの安全・安心を見守るとともに、各分野における関係機関等の連携のもと、特別な配慮やケアが必要な子ども及びその家庭の状況を把握し、子どもの幸せを最優先とした専門的な支援と適切な措置につなげます。

#### 【基本施策】

- 2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実
- 2-2 安全・安心対策の推進

### 基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、希望と喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体が子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、支え合う子育て環境をつくります。

#### 【基本施策】

- 3-1 母子保健・医療体制の充実
- 3-2 地域における子育て支援の促進
- 3-3 ひとり親家庭への支援の充実
- 3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

### 基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

出産を希望し、また妊娠・子育て中の保護者が、働きやすい就業環境の整備を促進するとともに、男女を問わず子育てに向き合うことへの意識醸成や働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和の実現を促します。

#### 【基本施策】

- 4-1 働き方の見直しの促進
- 4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

### 3 計画の推進体制

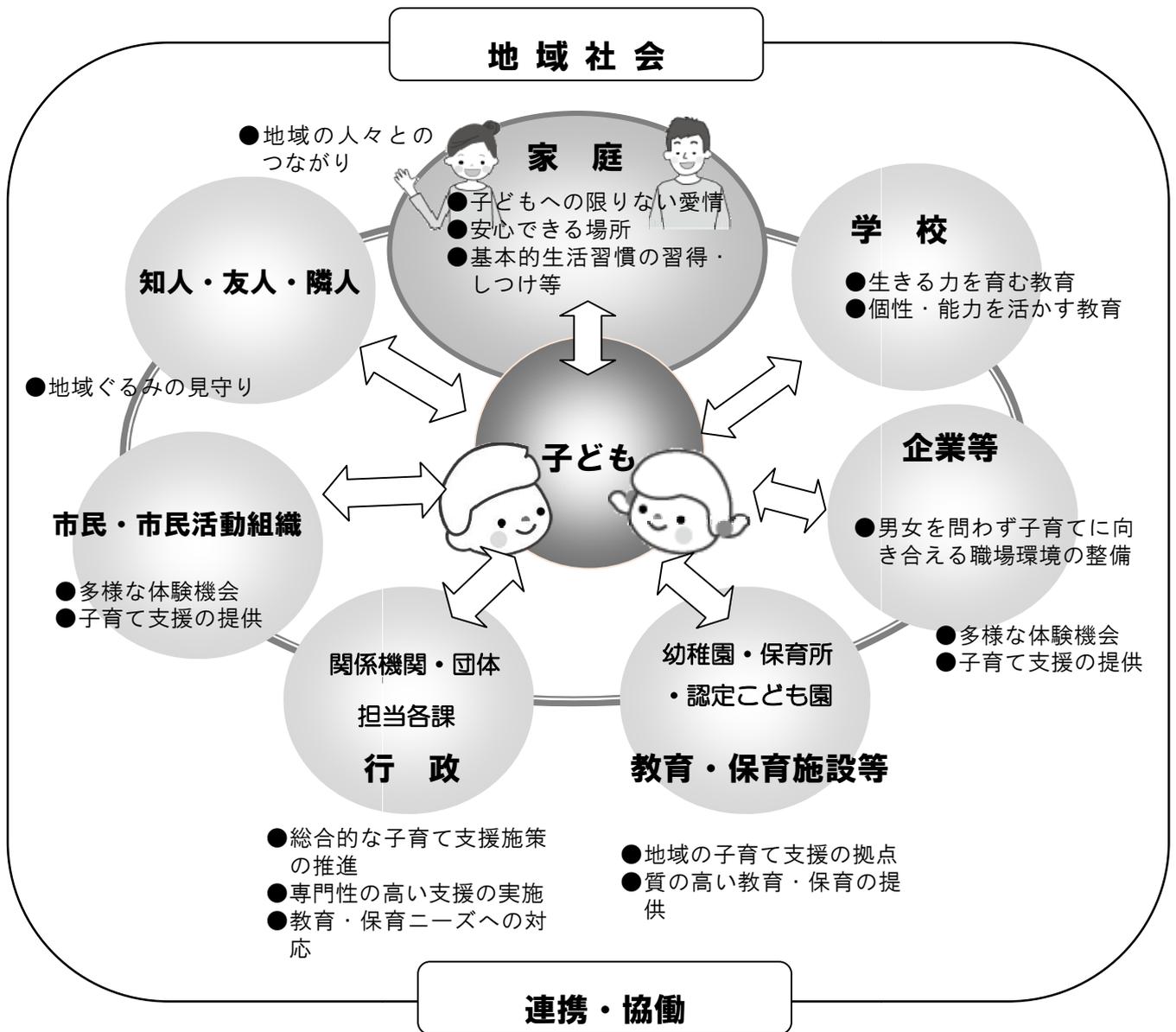
本計画が目指す姿を実現するには、家庭、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていく必要があります。

地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取組を推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

#### 【地域社会においてそれぞれが担う役割】

主 体	役 割
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが成長していく上で、家庭は大切な役割を担っています。家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たします。</li> <li>○地域全体で子どもを育み、子育てを支援していくために、家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ちます。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の子どもだけでなく、地域の子育て支援に役割を果たしていくことが地域の子育て力の向上につながります。PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。</li> <li>○社会の希望である子どもを地域全体で育むため、保護者のみならず、地域住民が子どもの成長に関心を持ち、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。</li> </ul>
教育・保育施設 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育施設は地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。そのためにも、地域に開かれ、地域と共に子育てを支援する拠点となるとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修機会の拡充や専門的な人材の確保等により、質の高い教育・保育を提供します。</li> <li>○学童期は調和のとれた発達を図る重要な時期です。学校は、一人一人が持つ個性と能力を最大限発揮しながら、「生きる力」を育む場となるとともに、生命や人権の大切さ、思いやりを学ぶ場となります。</li> </ul>
企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事と子育ての両立の実現には、企業等における積極的な取組と職場の理解が不可欠です。保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行います。</li> <li>○地域資源として、企業が有する機能や専門性を活用することは、子どもの体験をより豊かにするとともに、地域への誇りの醸成にもつながります。企業の社会的貢献として、さまざまな体験や学習機会等を提供するなど子育て支援を行います。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を推進します。</li> <li>○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施します。</li> </ul>

## 子どもとその家庭を支える地域ネットワーク



### ■イメージ図について子ども・子育て会議の議論から

○親も子どもサービスを受ける側として受け身ではなくて、自分たちが子育てをもっと主体となってやっていく必要があると思えるような、親への教育も大事ではないでしょうか。

○実感としてやはり子ども育てるといのは楽しいという気持ちになっていくような体験があってこそ、いい子育てをしていきたいとなっていくと思います。そのシステムや制度をどのようにしていくのかということも、私たちは考えていかなければならないと思います。

○家庭も子どもの成長に対して大切な役割を担っているというご意見をいただきましたので、子どもを中心に家庭も地域と一体となって目指す姿の実現に向けて取り組むというイメージ図にしました。

## ■子ども・子育て会議の思い

生き方の基本は家庭だと思えます。その中でも特に大事なことは、ゼロ歳から3歳までがキープポイントだと思います。このときに育った感情というものは一生変えることができない、理性でもコントロールできないものなのです。だから、これをうんと大事にしなくちゃいけない。

親の子育てに対する意識が一番大事なのかなと思います。昔ですと近所の人が教えてくれたり、おじいちゃん、おばあちゃんが代わりに担ってくださったりと、家庭なり地域で自然とできていたものが、今の保護者の方が、子どもの接し方がわからないという親が増えてきているのかなと。だとすれば、その地域なり、おじいちゃん、おばあちゃんなりが今まで自然とやってくれたようなことを、施策の一つとして、計画的にやっていければ、保護者の意識が多少なりとも変わって行って、それが子どもにいい影響を与えていると思います。

まず出会う。それらがつながる。それは親同士だったり、先生と親だったり、地域のいろんな、例えば子育て支援の場だとか相談の場だとか行政だとかいろんなところからつながる。そして育ち合うというのは、単に子どもが育つということではなくて、親も育つ。それから、先生も育つ、それらを見ながら、また再び親も育つ…

子どもは子ども時代を何か将来のために何か準備するという時期ではなくて、やっぱり今の時期を子どもがうんと楽しいなと思う日々を積み重ねたいと思って保育してます。それをみんなで支え合う、親も一緒に楽しんだり悩んだりしながらも一緒に育ち合うことができるまちだいいなと思っています。



# 第4章 施策の展開

## ■ 施策の展開の記載例

**基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える**

**1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実**

【現状と課題】  
 すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。特に、教育の原点であり、出発点である家庭での教育を支援していくことが求められます。

また、乳幼児期の教育・保育を担う場として、家庭に加え、幼稚園、保育所及び認定こども園があります。平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。この制度は、教育・保育の量的拡大と質的改善を目指しており、適切なニーズ把握に基づき、計画的な整備を推進していく必要があります。

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労に対する意識の変化等により保育ニーズが高まっています。質の高い教育・保育を提供するためにも、新制度のもと、3 歳未満児の教育・保育を担う施設の確保及び質の向上を図りつつ、子どもの発達段階に応じた教育・保育の一体的な提供体制を整備していくことが求められます。

【私たちが目指す姿がた】

○教育の出発点となる家庭において、家庭教育の重要性が認識され、子どもの発達・成長に応じた実践がされています。  
 ○質の高い教育・保育が一体的に提供され、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて子どもの健やかな成長を支えています。

■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
子どものしつけ等の工夫のために学習・話し合い・工夫をしている保護者割合	84.7%	90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標(3-1-03)
基本的な生活習慣を身につけている児童・生徒割合	児) 86.5% 生) 81.5%	児) 90%以上 生) 90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標(3-2-03)

【行政における取組の方向性】

(1)家庭における教育・保育の充実

基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操や他人に対する思いやり、基本的倫理観や社会的マナー、自励心や自立心などの基礎的な資質や能力は、児童期全般をとらえて、家庭教育においてこそ培われるものです。保護者がその責任を十分発揮できるよう、さまざまな機会を通じて家庭教育の重要

基本方針の名称です。

基本施策の名称です。

この施策にかかる現状と課題をまとめたものです。

この施策が目指す多賀城市の将来の姿です。

この施策の達成状況を定量的に評価するための指標です。  
 基準値・・・平成 25 年度  
 前期目標値・・・平成 31 年度  
 ※第五次総合計画との整合を図っており、総合計画の見直しに伴い、目標値を見直す場合があります。

性を啓発しつつ、家庭教育について学ぶ機会の充実を図るとともに、幼稚園や保育所等との連携した取組を促すなど、各家庭での実践に向けた支援を推進します。

**(2)教育・保育の一体的な提供の推進**

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園の整備を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画関連】→P●●●「幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)」、「保育所・認定こども園(保育所機能部分)地域型保育事業」

**(3)教育・保育の質の向上**

幼児期の教育が生産にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設が目指す目標に基づいたカリキュラムの実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな保育に向け、職員配置の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

**【地域の関係団体等の取組例】**

- 家庭では
  - ・夫婦が共に家事・育児を積極的に携わり、基本的なしつけを行います。
  - ・愛情あふれる家庭づくりに努めます。
- 教育・保育施設では
  - ・自分で実行したことが子どもの良い成長につながると思える体験機会をつくります。
  - ・子どもの可能性を引き出し、親と共に成長していく環境づくりに努めます。

第5章において、関連する事業の量の見込みと確保方策を示しています。

この施策を推進するため、市の取組の方向性を示しています。  
 ※重点的な取組は、第4章の最後に記載しています。

この施策を地域全体で進めるため、各主体に取り組んでいただきたいことの例を示しています。

## ■施策体系

### 基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

#### 1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

- (1)家庭における教育・保育の充実
- (2)教育・保育の一体的提供の推進
- (3)教育・保育の質の向上

#### 1-2 学校教育の充実

- (1)きめ細かな学習指導の充実
- (2)特色ある教育の推進
- (3)健やかな心身の育成
- (4)家庭・地域と連携した学校運営の推進

#### 1-3 子どもの健全育成

- (1)多様な体験・交流機会の充実
- (2)福祉教育の充実
- (3)子どもの居場所づくり
- (4)思春期保健対策の推進
- (5)有害環境対策の推進
- (6)食育の推進

#### 1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

- (1)障害の早期発見・早期療育の促進
- (2)一貫した相談支援体制の強化
- (3)教育・保育施設及び学校における支援の充実
- (4)障害福祉サービスの充実

### 基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

#### 2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

- (1)虐待予防対策の推進
- (2)早期発見・早期対応に向けた連携強化
- (3)人権擁護対策の充実
- (4)相談体制の充実

#### 2-2 安全・安心対策の推進

- (1)防災対策の推進
- (2)防犯対策の推進
- (3)事故防止対策の推進
- (4)教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進

### 基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

#### 3-1 母子保健・医療体制の充実

- (1)安全な妊娠・出産の支援
- (2)相談支援体制の充実
- (3)小児医療体制の充実

#### 3-2 地域における子育て支援の促進

- (1)子育て支援・サークル活動の活性化
- (2)相談・情報提供の充実

#### 3-3 ひとり親家庭への支援の充実

- (1)子育て・生活支援の充実
- (2)経済的自立への支援

#### 3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

- (1)良質な生活環境の確保
- (2)安全・安心なまちづくりの推進
- (3)経済的支援等による子育て環境の整備

### 基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

#### 4-1 働き方の見直しの促進

- (1)男性の子育ての促進
- (2)多様な働き方ができる就労環境の整備促進

#### 4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

- (1)保育サービスの充実
- (2)多様な主体による子育て支援の充実

## 基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

### 1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

#### 【現状と課題】

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。特に、教育の原点であり、出発点である家庭での教育を支援していくことが求められます。

また、乳幼児期の教育・保育を担う場として、家庭に加え、幼稚園、保育所及び認定こども園があります。平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。この制度は、教育・保育の量的拡大と質的改善を目指しており、適切なニーズ把握に基づき、計画的な整備を推進していく必要があります。

本市は少子化が進行しているものの、女性の就労に対する意識の変化等により保育ニーズが高まっています。質の高い教育・保育を提供するためにも、新制度のもと、3 歳未満児の教育・保育を担う施設の確保及び質の向上を図りつつ、子どもの発達段階に応じた教育・保育の一体的な提供体制を整備していくことが求められます。

#### 【私たちが目指すすがた】

- 教育の出発点となる家庭において、家庭教育の重要性が認識され、子どもの発達・成長に応じた実践がされています。
- 質の高い教育・保育が一体的に提供され、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて子どもの健やかな成長を支えています。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
子どものしつけ等の工夫のために学習・話し合い・工夫をしている保護者割合	84.7%	90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標(3-1-03)
基本的な生活習慣を身につけている児童・生徒割合	児童 86.5% 生徒 81.5%	児童 90%以上 生徒 90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標(3-2-03)

#### 【行政における取組の方向性】

##### (1)家庭における教育・保育の充実

基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操や他人に対する思いやり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自立心などの基礎的な資質や能力は、児童期全般をとおして、家庭教育においてこそ培われるものです。保護者がその責任を十分発揮できるよう、さまざまな機会を通じて家庭教育の重要

性を啓発しつつ、家庭教育について学ぶ機会の充実を図るとともに、幼稚園や保育所等との連携した取組を促すなど、各家庭での実践に向けた支援を推進します。

## (2)教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園の整備を推進するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P●～●「幼稚園・認定こども園(幼稚機能部分)」、「保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業」

## (3)教育・保育の質の向上

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設が目指す目標に基づいたカリキュラムの実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな保育に向け、職員配置の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・夫婦が共に家事・育児を積極的に携わり、基本的なしつけを行います。
- ・愛情あふれる家庭づくりに努めます。

#### □教育・保育施設では

- ・自分で実行したことが子どもの良い成長につながると実感できる体験機会をつくれます。
- ・子どもの可能性を引き出し、親と共に成長していく環境づくりに努めます。

## 1-2 学校教育の充実

### 【現状と課題】

子どもの心身の健やかな成長を育む環境として、学校教育が果たす役割は大きくなってきており、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが学校教育に期待されています。

一方で、近年の学校では、子どもや保護者に関するさまざまな問題解決など教職員の負担感も増加しています。

また、本市は人口移動が激しい地域であり、転校や進学、就職等で市外に転出あるいは市外から転入する子どもも多く、郷土に対する誇りや愛着を醸成する地域に根ざした学校教育が求められています。家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、本市の歴史や文化を生かしながら、地域全体で子どもの「生きる力」を育てていく必要があります。

さらに、児童生徒の生育や家庭状況の多様化が進んでおり、一人一人の状況に応じた指導が以前にも増して重要になっています。本市では、これまでも各種支援員を配置するなど、個に応じた教育を行うための人員配置を進めてきていますが、今後もより一層、子どもの発達レベルに応じた学習指導の充実を図っていくことが必要です。

### 【私たちが目指すすがた】

- 質の高い教育と一人ひとりの発達や個性に応じたきめ細かな指導により、児童生徒の基礎学力の向上・定着が図られています。
- 家庭、地域との連携した取組により、特色ある教育や様々な体験や学習が行われ、それらを通じて、子どもの「生きる力」が育まれ、多賀城市について語る可以增加しています。

### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
学校生活が楽しいと思う児童・生徒割合	児童 87.2% 生徒 72.3%	児童 90%以上 生徒 80%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標（3-2）
学校・家庭・地域が連携し、地域で子どもが健全に育成されていると思う市民の割合	44.1%	65.0%	第五次多賀城市総合計画成果指標（3-1）
学校支援地域本部設立による地域の力を活用している学校数	4校	10校	第五次多賀城市総合計画成果指標（3-1-01）

### 【行政における取組の方向性】

#### (1)きめ細かな学習指導の充実

教職員の経験年数や役割に応じた研修を行い、指導力の向上を図るとともに、各種支援員等の人員配置や専門機関との連携により、個に応じた指導の充実を図ります。また、幼稚園・保育所・認定こ

も園・小学校の連携強化を図り、幼児教育から小学校教育への円滑な移行と、いわゆる「小1プロブレム」へのきめ細かな対応につなげます。

## (2)特色ある教育の推進

本市の利点を生かした理科教育を本市の特色ある教育として位置づけ、小学校への理科支援員の配置や地元の大学や企業との連携による取組を通して、理科への関心を深め、最先端技術を学ぶことができる場の拡充に努めます。

また、教職員の市の歴史・文化についての理解促進や副読本の活用等により、本市についての知識や理解を深めるための学習の充実を図ります。

## (3)健やかな心身の育成

専門家を招いた学習活動や自然体験、集団宿泊学習など、さまざまな体験学習機会の拡充を図り、それらを通じて、豊かな感性を育てます。

また、日常的な運動習慣を身につけたり、部活動での競技力向上のための支援など、運動による体力向上を図るとともに、家庭と学校の連携による食育指導の効果的な実施等により、健やかでたくましい児童生徒の育成を図ります。

## (4)家庭・地域と連携した学校運営の推進

学校と地域が協働で行う「学校支援地域本部事業」や各学校における地域との協働を担当する役割の設置、協働による取組を推進します。

また、主体的な学習習慣の定着や情報リテラシー・モラルの習得など、子どもの心身の健やかな成長に向けて家庭との連携した取組を推進します。

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・学校行事に積極的に参加します。
- ・家庭での学習習慣を身につけるための子どもへの声かけを行います。

#### □地域では

- ・知識や技術を教育に生かすことができる人は、学校の授業等に協力します。

#### □学校では

- ・個に応じたきめ細かな学習指導を行います。
- ・健やかな心身の育成に向けた取組を推進します。

## 1-3 子どもの健全育成

### 【現状と課題】

子どもの発達とは、自然な心身の成長と合わせて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力や態度を獲得していく過程であり、健やかな心身を育むためには、多様な人とのさまざまな交流・体験を重ねていくことができる環境が重要になります。

多世代が参加できるスポーツ活動や本市に伝わる郷土芸能の伝承活動、人と人とのふれあいや自然に親しむ活動等を通して、他人への思いやりの心や尊敬する気持ち、ノーマライゼーションの考え方などを育むことができる活動の充実と参加促進を図るとともに、子どもたちが主体的に活動し、安心して過ごすことができる居場所の確保を図っていく必要があります。

また、近年では情報通信の発達やスマートフォンの普及等により、多くの情報を簡単に発信・収集することができる環境にあります。溢れる情報の取捨選択や適切な判断ができる能力の修得を図り、子どもの心身の健全な育成を促進していく必要があります。

### 【私たちが目指すすがた】

- 子どもたちは、多様な人々との交流・活動を通じて、社会性を育み、違いを認め合う意識の醸成が図られています。
- 地域全体が子どもの健やかな成長に関心を持ち、温かなまなざしで子どもを見守り、健やかな成長を支えています。
- 子どもが放課後等に安心して過ごすことができる場所があり、それぞれの興味や意欲に応じて自分らしく過ごすことができています。

### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
自然、社会、文化等の体験をしやすい環境が整っていると思う保護者の割合	69.6%	65%以上 ※	第五次多賀城市総合計画成果指標（2-3-02）
放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者割合	35.9%	50%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標（3-1-02）

※前期計画目標値（平成27年度）を達成済。

### 【行政における取組の方向性】

#### (1) 多様な体験・交流機会の充実

町内会や地区子ども会をはじめ、地域で活動している各種団体と連携しながら、様々な交流・体験活動の機会を提供するとともに、各種活動に関する情報提供等により、子どもの積極的な参加を促進します。

## (2)福祉教育の充実

子どもの時からボランティア活動などさまざまな交流・体験を通じて、子どもの個性や障害者・高齢者などに対する理解を深め、受入れていくことを促進し、すべての子どもが自分らしく、個性や能力を最大限発揮できる社会環境づくりに努めます。

## (3)子どもの居場所づくり

留守家庭児童学級及び放課後子ども教室の充実を図るとともに、「放課後子ども総合プラン」に基づき、教育と福祉の連携による一体的な実施を推進し、放課後等における子どもの居場所の確保と世代間や異学年交流、体験活動を促進します。

また、中高生も含め、子どもたちがのびのびと遊び、自分らしく過ごすことのできる場の創出に努めるとともに、自主性を尊重しつつ安全で創意工夫のある遊びを牽引するプレーリーダーの育成・確保に努めます。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P●「放課後児童健全育成事業」

## (4)思春期保健対策の推進

学校教育及び保健機関との連携により、思春期の子どもの心身の健康に影響することへの理解と知識の習得を図ります。

また、保護者に対し、思春期保健に関する正しい知識の普及や問題への対応方法等の支援に取り組みます。

## (5)有害環境対策の推進

インターネット等のメディアに溢れる性や暴力等の有害情報にできるだけ子どもが巻き込まれることがないような環境整備を図るとともに、インターネット上におけるトラブルや悩みを気軽に相談できる窓口を設置し、問題解決に向けた取組を実施します。

## (6)食育の推進

食事の摂り方や食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・家族そろって、栄養のバランスのとれた食事を楽しく食べるよう努めます。
- ・テレビやゲーム、インターネットなどを利用する時間のルールを決めます。

#### □地域では

- ・放課後や週末等に、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う機会を作ります。

#### □企業等は

- ・学校への出前授業や職場体験学習の受入れ等、CSR（企業の社会貢献活動）により次世代育成に貢献します。

## 1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

### 【現状と課題】

すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障害を早期に発見し、早期に適切な療育へとつなげていくことが必要です。近年は、自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を持つ子どもが増えてきていますが、社会的な理解が十分ではなく、二次障害へとつながるリスクもあることから、保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、子どもの成長、発達で心配や不安があると回答した人が3割前後、病院や専門機関に相談したことがある人が1割強となっていますが、相談を継続していない人の理由として、就学前児童保護者の場合7割近くが「不安や心配ごとが解消されたから」としているのに対し、小学生保護者では4割にとどまり、逆に「十分なアドバイスや指導が得られない」、「タイムリーに予約がとりにくい」等の割合が高くなっており、就学後の相談支援体制の強化が課題となっています。

さらに、障害のある子どもに対する支援については、ライフステージによって関係する担当部署が異なるため、幼保小中高及び関係機関の連携による一貫した相談支援体制の構築・強化が必要です。

### 【私たちが目指すすがた】

- 障害の有無にかかわらず、共に学び、交流することができ、すべての子どもの個性が認められながら、能力を伸ばし、発揮することができています。
- 発達障害等に対する周囲の理解が深まり、また、療育機関が充実していて、子どもにとって最もよい方法による教育的支援を受けることができています。

### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
療育指導を受けている乳幼児数	61人/年	一人/年	第五次多賀城市総合計画成果指標(2-5-03)
児童発達支援センターで療育訓練を受けたことによって児童の成長を感じた保護者の人数割合	—	80%	主要な施策の成果に関する報告書

### 【行政における取組の方向性】

#### (1) 障害の早期発見・早期療育の促進

乳幼児健診や訪問、相談事業など各種保健事業を通じて発達に関する障害の早期発見を行い、また、幼稚園教諭及び保育士の発達障害に対する知識と理解を深め、各関係機関との連携により、保護者への適切な指導、援助に努めるとともに、早期療育につなげます。

## (2)一貫した相談支援体制の強化

特別な発達支援が必要な子どもに関し、「発達支援会議」を開催し、関係者が情報を共有するとともに総合的な支援方法を検討し、連携した支援を行います。また、個別の支援情報を蓄積、共有できる「サポートファイル」等のツールの活用により、ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の強化を図ります。

## (3)教育・保育施設及び学校における支援の充実

幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図るとともに、障害のある子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる支援の充実に努めます。

また、学校においては、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員を配置するなど、一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育的支援がなされる特別支援教育の充実に努めます。

## (4)障害福祉サービスの充実

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、障害のある子どもを対象とした障害福祉サービス及び地域生活支援の充実に図り、障害があっても一人一人の個性と能力を最大限発揮し、社会参加することができる環境整備に努めます。

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・発達障害についての知識の習得や理解を深めます。
- ・子どもの成長や発達を確認するため、乳幼児健診は必ず受けます。
- ・子どもの成長や発達で気になることがあったら早めに専門機関に相談し、早期療育が必要な場合は、適切に対応します。

#### □地域では

- ・障害に対する理解を深め、地域全体で見守り、支える地域風土を醸成します。
- ・特別な教育的支援が必要な子どもに対しても分け隔てなく声がけをします。

#### □教育・保育施設では

- ・保育士、幼稚園教諭や子育て支援員に対し、発達支援についてのスキルを高めるための研修機会の充実に努めます。

#### □学校では

- ・関係機関と連携した相談体制を強化します。
- ・教職員に対し、発達支援についてのスキルを高めるための研修機会の充実に努めます。
- ・特別な教育的支援が必要な子どもについて、関係機関と情報共有するしくみを構築します。

## 基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

### 2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

#### 【現状と課題】

本市は転入・転出率が高い地域であり、近隣同士のつながりが薄く、子育て家庭が孤立しやすく、また虐待等が発見しにくい物理的環境にあるといえます。

平成 25 年度に実施したアンケート調査の結果をみると、3割程度の保護者が「自分の子どもに対して虐待をしているのでは、と感じたことがある」と回答しており、特に子育てに負担を感じている人ほどその割合が高くなっています。

子育ての悩みを気軽に相談できる体制づくりを整えたうえで、虐待の危険性がたいへん高いケースの早期発見、個別相談等による適切な指導が必要です。また、虐待に関しては「しつけ」と「虐待」の線引きに個人差があることから、保護者をはじめ、市民や関係機関等が虐待に対する理解と共通認識を持つための取組の推進が求められます。あわせて、子どもに対しても、どのようなことが虐待にあたるかをきちんと理解する機会の充実や相談できる窓口の周知等を図り、助けを求めることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

近年、いじめが社会問題化しています。特に、スマートフォンの普及により匿名での発信やグループによる通信が容易になり、いじめの実態が把握しにくくなるとともに、影響が拡大しやすい環境にあります。いじめ防止のためには、いじめは重大な人権侵害であることを認識し、生命と人権を尊重する態度や規範意識、他者を思いやる気持ちなど、児童・生徒の豊かな心を育む必要があるとともに、被害にあった場合等に誰かに相談できる場の充実が必要です。

また、東日本大震災後、学校における不登校や問題行動、虐待の通告、友人間でのトラブル等が増加傾向にあります。震災の影響により、心の傷に悩み、PTSD を発症する子どももいることから、継続した相談支援と心のケアが求められています。

#### 【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭や子ども、市民の虐待に対する理解が深まり、きちんと通報することができます。
- 関係機関の連携が強化され、虐待の早期発見・早期対応につながっています。
- いじめなど人権を侵害する行為を許さない意識が高まっています。また、人権侵害の被害にあった場合、ひとりで悩まず、誰かを頼り、相談できています。
- 心の傷や悩みについて、思いを共有し、真剣に向き合ってくれる相談相手があります。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
要保護児童対策地域協議会の会議の延べ開催回数	25 回	35 回	こども福祉課業務取得
虐待防止講演会等参加者数	227 人	240 人	こども福祉課業務取得

## 【行政における取組の方向性】

### (1) 虐待予防対策の推進

子育て家庭の孤立化を防ぎ、周りの理解と協力を得ながら子育てができるよう、子育て家庭同士の交流機会の拡充を図ります。

また、妊娠期からの継続した相談支援の充実や子育てサポートセンターの体制強化に努めるなど、子育てに関する悩みや不安等を気軽に相談できる体制の充実と周知を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P● 「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「妊婦健康診査事業」

### (2) 早期発見・早期対応に向けた連携強化

地域全体で子育て家庭を見守る機運の醸成を図りつつ、児童虐待防止法において虐待を見聞きしたときの通報義務等を周知するとともに、保護者や子ども、市民等に対し、どのようなことが虐待であるかなど、児童虐待に対する理解を深める取組を推進するなど、当事者や周りの人が虐待に気づき、声を上げやすい環境づくりに努めます。

また、関係機関でネットワークを構築し、要保護児童対策地域協議会及び学校教育課・生涯学習課・こども福祉課で構成する三者連絡会、親子保健と家庭相談の連絡会等を実施し、連携して相談体制の強化を図り、情報共有を図りながら、子どもの安全確保を最優先に考え、必要に応じて行政側が持つ権限を行使することで、虐待の早期発見・早期対応につなげます。

### (3) 人権擁護対策の充実

いじめ対策については、他者を思いやる気持ちの醸成を図り、発生防止に努めるとともに、子どもの変化や子ども同士の関係性の変化にいち早く気づき、早期に適切な対応が取れる体制の強化を図ります。また、「いじめ防止対策推進法」に則り、PTAなど関係機関と連携しいじめ防止対策の徹底に取り組みます。

その他、体罰や言葉による暴力、児童ポルノなどの子どもの人権侵害に対し、発生防止と被害にあった場合の相談窓口の周知を図ります。

### (4) 相談体制の充実

家庭相談員をはじめとして、青少年指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教育相談員等による相談・支援を実施します。

また、人権侵害や心のケアに関する関係機関による各種相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりに努めます。

## 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・ 出産や子育てに悩んだら1人で抱え込まず相談します。

#### □地域では

- ・ いじめや非行、虐待を疑った時又は、発見した時は、関係機関に通報します。緊急性が感じられる場合は警察に連絡します。

## 2-2 安全・安心対策の推進

### 【現状と課題】

近年、治安の悪化等を背景に、子どもの犯罪被害に対する不安が高まっています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、子どもの安全対策強化が求められています。

特に、日中の大半の時間を過ごす教育・保育施設、学校での安全確保に向け、当該施設における危機管理体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した防災、防犯対策の推進を図っていく必要があります。

また、全国的に登下校時の子どもを狙った犯罪や交通事故等が発生しており、子どものかけがえのない命を守るためにも、地域ぐるみで防犯、交通安全活動を行い、各関係機関、団体等が協力し合って子どもを守る体制を構築する必要があります。

### 【私たちが目指すすがた】

- 子どもが過ごす場所での安全・安心対策が整っています。
- 子どもは、「自らの命と安全を自分で守る」という思いを持ち、いざというときに適切な行動がとれる準備や心構えができています。
- 子どもの安全を地域全体で守るための活動が活発に行われています。

### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
登下校時の事故・事件に巻き込まれた児童・生徒数	26人/年	0人/年	第五次多賀城市総合計画成果指標(3-2-05)
市民・地域・行政の防災体制に安心感を持つ市民割合	53.1%	60%	第五次多賀城市総合計画成果指標(1-1)

### 【行政における取組の方向性】

#### (1)防災対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害や火災等の災害発生時には、児童生徒が自らの命を守るための適切な行動がとれるよう、減災の考え方や地域との連携による避難体制等を取り入れた防災対応マニュアルを整備し、実践的な防災教育を推進します。

また、学校施設のバリアフリー化を促進するとともに、非常用電源の確保や食糧・飲料水の備蓄など災害時の避難生活のための備えを計画的に実施します。

#### (2)防犯対策の推進

関係機関が連携し、防犯に関する情報提供、情報共有を促進することで、家庭・地域・学校等における自主的な防犯活動を促進します。

また、子どもを対象に、自らを守るための知識や行動を習得するための機会の充実を図ります。

### (3)事故防止対策の推進

子どもが交通事故の被害に遭わないため、自転車や自動車運転者に対する交通安全意識の啓発と正しい知識の普及を図るとともに、学校・PTA・地域住民と連携を図り、危険を注意喚起する標識・看板等を設置し、注意を呼びかけます。

また、子どものころから交通安全意識を醸成するため、小中学校における交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの適性な装着について啓発します。

さらに、家庭等での事故を防止するための意識啓発等を行います。

### (4)教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進

幼稚園、保育所や学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、園・校内の巡視の強化を図るなど不審者対策の強化を図ります。

また、災害や事故、感染症の発生など子どもの生命と安全を脅かすケースが発生した場合に備え、対応マニュアルを整備するとともに、実践に向けた訓練等を実施します。

#### 【地域の関係団体等の取組例】

##### □家庭では

- ・防災では、災害時の連絡先の確認や家庭の実情に合った非常食等の備蓄を行います。
- ・防犯では、犯罪等の情報を自ら収集する等し、日常生活においても常に防犯を意識し、犯罪にあわないよう安全の確保を行います。

##### □地域では

- ・防災では、地域の防災訓練等の参加を促します。
- ・防犯では、地域の連帯感を醸成し、情報の共有化を図ります。

##### □企業等は

- ・防災では、一時避難場所の提供や従業員の非常食等の確保に取り組みます。
- ・防犯では、不審者の侵入を防止するための措置等、犯罪を未然に防ぐための必要な措置に取り組みます。

## 基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

### 3-1 母子保健・医療体制の充実

#### 【現状と課題】

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものですが、核家族化が進み、自分の親などからの助言や支援が受けにくい状況もあり、妊娠・出産・育児期間は精神的にも不安定になることが多く増えており、妊娠中の悩みや不安に対する相談支援の充実が求められています。また、近年では女性の第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、子育てにおけるストレスの増大、スマートフォンの長時間利用等による生活習慣の乱れなど、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れており、思春期保健等を通じて母子の健康への影響等に関する知識の普及や意識啓発を図っていくことが必要です。

本市では、各種保健事業を通じて、母子の健康に関する相談支援を実施していますが、今後も母子健康手帳交付時からの継続した切れ目のない支援を進める中で、母親との信頼関係を築きながら、母子の健康の確保と育児不安の解消に取り組んでいく必要があります。

小児医療体制では、総合病院や個人の診療所など医療施設が多く設置されていますが、近隣には休日急患診療センター1か所のみで、休日夜間には利用できないなどの課題があります。県や地域の医師会等と連携しながら、安心して受診できる小児医療体制の確保に努めていく必要があります。

#### 【私たちが目指すすがた】

- 妊娠・出産における不安や悩みについて、信頼のおける人に相談ができ、安心して産み育てる環境が整っています。
- 支援が必要な妊産婦に対し、関係機関が連携し、支援ができています。
- 安心して子どもが受診できる医療体制が整っています。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
妊婦健診の平均受診回数	13回	12回 ※	第五次多賀城市総合計画成果指標(2-2-04)
乳幼児健診の平均受診率	93.6%	91.3% ※	第五次多賀城市総合計画成果指標(2-2-04)

※前期計画目標値(平成27年度)を達成済。

#### 【行政における取組の方向性】

##### (1)安全な妊娠・出産の支援

思春期から安全な妊娠・出産に関する知識の普及や意識啓発を図るとともに、母子健康手帳交付時からの継続した支援により、妊娠や出産、育児に不安がある妊婦や初産婦、ハイリスク妊婦を把握しつつ、医療機関等と連携した支援を行います。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P●「妊婦健康診査事業」

## (2) 相談支援体制の充実

各種健診や相談・訪問事業等において、気軽に相談できる体制づくりや子育てに対する意識啓発及び知識の普及に向けた内容の充実を図ります。

また、心理士や保育士、助産師等の専門職の確保・充実を図りながら、母子のおかれている状態に応じて専門的な相談支援につなげることができる体制の充実を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P●「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」

## (3) 小児医療体制の充実

小児・周産期における救急医療体制、かかりつけ医を推進し、地域のなかで安心して受診できる医療体制の充実を県及び関係機関と連携しながら働き掛けます。

また、夜間休日等に受診できる医療機関や相談窓口についての情報提供を行います。

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・ 早めに母子健康手帳の交付を受け、適切な時期に妊婦健診を受診します。
- ・ 各種教室や講習会に積極的に参加します。
- ・ かかりつけ医を持ちます。
- ・ 予防接種や各種健診をきちんと受診します。

#### □学校では

- ・ 安全な妊娠・出産に関する知識の普及や意識啓発を図ります。

## 3-2 地域における子育て支援の促進

### 【現状と課題】

近年、核家族化や近所づきあいの希薄化などにより、身近な人に相談することができにくい環境もあり、子育てに対する負担感も増している一方で、インターネットの普及等から情報の氾濫による弊害もみられます。東日本大震災の経験から、地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを支えていく環境づくりが求められています。

特に本市においては、転入・転出が多い地域であり、積極的な働きかけにより、お互いの顔が見える関係づくりを図っていく必要があります。そのためにも、保護者自身が地域での活動や子育て支援活動に積極的に参加し、多様なつながりを持つていくことも重要であり、関係団体等と連携しながら、自主的な活動への支援と参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

本市では、子育てサポートセンターを設置し、サークル活動を支援するとともに、子育てに関するさまざまな情報提供や相談支援を行っており、利用者も年々増加傾向にあります。今後は、地域の子育て支援拠点として気軽に立ち寄ることができる場づくりを進めていくことが必要です。

また、会員相互による支え合いのしくみとして、ファミリー・サポート・センターを運営しています。きめ細かなニーズに対応できる地域による子育て支援として、今後も拡充を図っていく必要があります。

### 【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭同士や近隣とのつながりが深まり、気軽に相談したり、支え合うことができます。
- 子育て家庭に対し、子育て支援に関する情報がわかりやすく提供されていて、自分や子どもの状況にあった子育て支援を受けることができます。
- 気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する情報入手や相談ができる拠点があります。

### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
親や配偶者以外に、身近に子育ての相談をできる人がいる保護者の割合	72.2%	90%以上	第五次多賀城市総合計画成果指標（2-3-03）
ファミリー・サポート・センター協力会員登録数	115件	120件	こども福祉課業務取得

### 【行政における取組の方向性】

#### (1) 子育て支援・サークル活動の活性化

自主的な子育て支援活動を行っているサークル等に対し、活動の場の提供や活動内容の紹介などの支援により活性化を図り、子育て家庭同士の交流機会の充実を図ります。

## (2)相談・情報提供の充実

地域における子育て支援の拠点として、子育てサポートセンター機能の拡充を図るため、利用目的に応じたスペースの確保を図るとともに、身近な場所で利用できるよう、保育所等への地域子育てセンター機能の併設を進めます。

また、子育て家庭が入手しやすい媒体等を活用した子育て情報の発信を工夫するとともに、各子育て家庭の状況に応じた子育て支援を紹介する機能(コンシェルジュ)の創設を図り、子育て支援サービスの利用促進につなげます。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P● 「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・子育てサポートセンターやNPOが行っている様々な事業に積極的に参加します。
- ・閉じこもらずに育児の仲間や友人をつくり、家族以外との交流を持ちます。
- ・回覧や掲示板、広報誌等に掲載されている子育て情報に関心を持ちます。
- ・子育てに不安を感じたときは保健師や子育てサポートセンター、児童館・児童センター、地域の保育所等に相談するなど、困ったときは積極的に相談窓口を活用します。

#### □地域では

- ・地域の子どもに関心を持ち、温かな気持ちで子育て家庭を見守ります。

### 3-3 ひとり親家庭への支援の充実

#### 【現状と課題】

近年、社会環境や生活環境の多様化、また、個人の価値観の変化などによる離婚や非婚での出産の増加に伴い、母子・父子世帯が増加しています。実家等による支援を受けることもできず、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれている家庭もあり、生活状況に応じた総合的な支援が必要です。

本市では、ひとり親家庭に対する支援として、各種手当・助成等による費用負担の軽減のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っていますが、支援制度や相談体制が十分周知されていない状況も見られることから、ニーズに応じたきめ細かな支援の充実と合わせ、各種制度の周知と利用促進を図る必要があります。

#### 【私たちが目指すすがた】

○ひとり親家庭が、さまざまな支援を受けながら自立し、安心して生活することができています。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
ひとり親家庭自立支援給付金事業の就職者のうち、希望どおり就職した人の割合	100%	100%	こども福祉課業務取得

#### 【行政における取組の方向性】

##### (1)子育てや生活の支援

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、個々の生活の実情を把握し、制度の一元的な紹介・情報提供を行います。

##### (2)経済的自立への支援

ハローワークと連携しながら、就業情報の提供や相談等による就業支援の充実を図るとともに、職業能力の開発に資する資格や技能等の習得に向けた訓練を受けるための支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るための各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

【地域の関係団体等の取組例】

家庭では

- ・就労するためのスキルを高めるよう努めます。

地域では

- ・孤立しないようあいさつや声がけし、必要な時に手助けをします。

企業では

- ・子育てとの両立ができるよう配慮します。

### 3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

#### 【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ育つ基本となる居住空間はとても重要なものであり、子どもと子育て家庭にとってゆとりのある良質な住環境の確保が望まれます。市としては、未就学児のいる世帯やひとり親世帯の市営住宅への優先入居等の支援を実施しており、今後も、安心して暮らしていくことができる生活拠点の確保を図っていく必要があります。

また、子育て家庭が暮らしやすい生活環境として、特に子どもたちが安全・安心に生活できる環境づくりを望む声が多く聞かれます。安全で安心して遊ぶことができる公園の充実や犯罪を起こしにくい環境づくり、通学路における歩道の整備やバリアフリー化など安心して外出できる環境づくり等が求められており、ハード面での計画的な整備を進めるとともに、あわせて子ども連れに対する市民からの理解・協力などソフト面においても、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、生まれ育った家庭の経済的な事情等により子どもの将来が左右されてしまう、いわゆる「子どもの貧困」が社会問題化しています。親の就労支援や子どもの学習支援など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための取組が求められます。

#### 【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭にとって暮らしやすい生活環境が整っています。
- 生まれ育った家庭環境にかかわらず、子どもが必要な教育や医療等を受けることができ、将来に夢や希望を持つことができます。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
使いやすく憩える公園があると思う市民割合	66.8%	69.3%	第五次多賀城市総合計画成果指標（1-6-03）
歩道の利用に関して満足している市民の割合	66.6%	72%	第五次多賀城市総合計画成果指標（1-5-01）

#### 【行政における取組の方向性】

##### (1)良質な生活環境の確保

市民のニーズを把握しながら公園の環境整備や公共施設の開放など、既存の地域資源の有効活用を推進し、身近で安心して子どもたちが集い、自由に遊ぶことができる場の確保に努めます。

また、小さな子ども連れでも安心して外出できる環境づくりに向け、公共施設や商店街、大型商業施設等において空きスペースや空き店舗等を利用した託児サービス等の整備を促進するとともに、市民の妊婦や子ども連れに対する理解・協力を促進します。

## (2)安全・安心なまちづくりの推進

子ども連れで安心して外出できるよう、ベビーカーでも歩行しやすい等、道路交通の環境整備や公共施設等の段差解消などのバリアフリー化を進めるとともに、子どもが犯罪等の被害にあわないような道路・公園等の環境設計に配慮し、安全・安心なまちづくりを推進します。

## (3)経済的支援等による子育て環境の整備

経済的支援の充実を図るとともに、必要な教育・保育及び医療を受けることができるよう、費用負担の軽減を図ります。

### 【地域の関係団体等の取組例】

□地域では

- ・安心して子どもを遊ばせることができる公園、広場等の環境づくりに協力します。
- ・子ども連れのお母さんをあたたかく見守ります。電車やバスなどでは席をゆずります。
- ・ベビーカー利用者への理解を深め、配慮できるようにします。

## 基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

### 4-1 働き方の見直しの促進

#### 【現状と課題】

共働き家庭が増加し続けているなか、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることにより、出産を機に退職する女性も少なくありません。

また、「イクメン」という言葉が生まれるなど、男性の子育て参画に対する意識・志向の高まりが見られる一方で、男性の育児休業の取得率は依然として低い状況となっており、現実として仕事を優先せざるをえない状況もうかがえます。

さらに、総務省「社会生活基本調査」(平成 23 年)によると、6 歳未満児のいる世帯について、1 日の家事・育児関連時間をみると、夫は 1 時間 7 分(うち育児時間は 39 分)である一方、妻は 7 時間 41 分(うち育児時間は 3 時間 22 分)となっています。

ニーズ調査の結果をみると、子育てと仕事の両立に必要なこととして、「配偶者など家族の協力」と回答した人の割合が 5 割以上と高くなっており、男女が協力して育児に参加していくことができる環境づくりが求められています。子育て家庭における働き方の見直しを促進するとともに、希望する働き方が実現できる就労環境づくりを進めていく必要があります。

#### 【私たちが目指すすがた】

○父親も含め、子育て家庭の保護者が、就労しながらでも子育てに向き合う時間を確保することができています。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
育児休業の規定のある事業所における育児休業取得率	男性 4.3% 女性 82.6%	男性 6.0% 女性 89.0%	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(宮城県労働実態調査)
親の仕事と生活のバランス(「ワーク・ライフ・バランス」が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合)	77.2%	93.1%	第2期「学ぶ土台づくり」推進計画(宮城県・宮城県教育委員会)

※親の仕事と生活のバランス(「ワーク・ライフ・バランス」が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合)の基準値は平成 26 年、前期目標値は平成 29 年

#### 【行政における取組の方向性】

##### (1) 男性の子育ての促進

父親の積極的な育児やその実現に向けた働き方の見直しへの意識啓発を図るとともに、事業主や地域社会に対し、男性の子育てに対する啓発等を行い、地域全体が子育てに対する関心と優先順位を高め、仕事と子育ての両立に理解・協力が得られる環境づくりに努めます。

## (2)多様な働き方ができる就労環境の整備促進

事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。

また、事業所における仕事と生活の調和の実現に向けた積極的な取組に対し、支援するしくみづくりを検討します。

### 【地域の関係団体等の取組例】

#### □家庭では

- ・ 家族全員が普通に楽しく子育てに携わります。
- ・ 家事を行った人に対して感謝の念をもち、「ありがとう」と言います。
- ・ 子どもとふれあう時間の大切さを理解します。

#### □地域では

- ・ 父親同士のつながりをつくる場を設けます。

#### □教育・保育施設、学校では

- ・ 子育て体験の場を提供し、父親の積極的な家事・育児参加を促します。

#### □企業等は

- ・ 仕事と子育ての両立が可能な勤務時間等への配慮を行います。
- ・ 病気のときは気兼ねなく休むことができる就労環境づくりに努めます。

## 4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

### 【現状と課題】

共働き家庭の増加と就労形態の多様化に伴い、保育ニーズは増大、多様化してきています。仕事と子育ての両立を実現するためには、子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

本市でも、少子化の進行にも関わらず保育ニーズは増大し、毎年、多数の待機児童が発生しており、特に3歳未満児のニーズへの対応が課題となっています。また、病気や急な残業など緊急的な場面での対応ニーズも多く、多様な保育が求められています。

小学校就学後についても、安全・安心な放課後等の居場所の確保という、いわゆる「小1の壁」に直面します。留守家庭児童学級の利用ニーズが拡大しており、小学校の空き教室を活用するなどニーズに対応した整備を図るとともに、ファミリー・サポート・センターやNPO、民間事業者など多様な主体による一時預かりの充実を図るなど、仕事と子育ての両立を地域全体で支えていくことが必要です。

### 【私たちが目指すすがた】

○保育を必要とする家庭の保護者が安心して子どもを預けることができる環境があり、仕事と子育ての両立が図られています。

#### ■成果指標

指 標	基準値	前期目標値	出典等
保育所の待機児童数	70人	0人	第五次多賀城市総合計画成果指標(2-3-01)
ファミリー・サポート・センター利用件数	3,164件	3,366件	こども福祉課業務取得

### 【行政における取組の方向性】

#### (1)保育サービスの充実

保育ニーズに基づく計画的な教育・保育施設の整備を推進します。特に、認可外保育施設の地域型保育事業への移行や認定こども園の設置等により、3歳未満児に対する保育ニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

また、産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P●～●「幼稚園・認定こども園(幼稚機能部分)」、「保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業」、「延長保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「放課後児童健全育成事業」

## (2)多様な主体による子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センターにおいて、一時預かりに加え、病児や緊急時の対応がとれる体制の整備を図るとともに、NPO 法人、ボランティア団体、民間事業所などが行う子育て支援の充実及び情報提供等による利用促進を図ります。

【子ども・子育て支援事業計画関連】⇒P● 「ファミリー・サポート・センター事業」

### 【地域の関係団体等の取組例】

□地域では

- ・保育士の資格保有者や子育て経験者などは、子育て支援を行う人材として積極的に教育・保育や放課後の居場所づくりなどの子育て支援に携わります。

□教育・保育施設では

- ・勤務時間に応じた多様な預かりサービスの充実に努めます。

## 重点的に取り組む事業

基本理念の実現のため、基本方針ごとに重点的に取り組む事業を体系ごとにまとめています。子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業については、「事業計画」欄に○を付しています。

### 基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

#### 1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
1	家庭教育事業	家庭教育の必要性を促すため、子どもの基礎的資質や能力を形成する上で必要な事項に関する講座や研修会を開催します。		生涯学習課 中央公民館
2	施設型給付費等支給事業	認可保育所や認定子ども園に対し運営費を給付します。	○	こども福祉課
3	地域型給付費等支給事業	家庭的保育や小規模保育施設等に対し運営費を給付します。	○	こども福祉課
4	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内5か所の公立保育所の運営管理を行います。	○	こども福祉課
5	子育てコンシェルジュ活用事業（利用支援事業）	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	○	こども福祉課

#### 1-2 学校教育の充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
6	小学校理科支援事業	理科に対する興味関心を向上させるため、市内各小学校に理科支援員を配置して実験等における教員の支援を行います。		学校教育課
7	多賀城学習個別支援事業	市内各小学校に学習指導支援員（教員経験者等教員免許を有する者）を1名ずつ配置し、主に3・4年生の児童に対し、学習支援補助を行います。		学校教育課
8	自主学習支援事業	家庭学習の習慣化の割合を向上させるため、東北学院大学との連携及び学び支援コーディネーターの活用による学習会（サマースクール、ウィンタースクール）の開催や、新入学児童に「家庭学習の手引き」の配布、「家庭教育講演会」の開催などを実施します。		学校教育課
9	学校支援地域本部事業	学校を拠点として学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するとともに、		生涯学習課

		住民がボランティアとして関わり、安心と豊かな体験を実現させることで学校を支援する取組を行います。		
--	--	--	--	--

### 1-3 子どもの健全育成

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
10	放課後子ども教室推進事業	地域の大人たちを指導員として配置し、放課後に子どもたちが安全な環境のもとで学習やスポーツ、世代間や異学年交流、様々な体験活動を促進します。		生涯学習課
11	街頭巡回指導事業	専任補導員と補導員（市内小中高校教諭）を委嘱し、市内の巡回指導を実施します。		生涯学習課
12	青少年育成相談事業	青少年指導員による子どもナヤミ相談事業を実施し、悩みや心配事に対して適切な支援を行います。		生涯学習課
13	食育推進事業	食育に関心を持ち、家庭での取り組み、地域と連携しながら取り組んでいます。市内保育所、小、中学校の食育活動の紹介、給食展示、食育に関するパンフレットの配布、食育講演会を開催		健康課
14	栄養教諭を中核とした食育推進事業	望ましい「食」の指導の計画と実施について学校、地域、家庭の関係者と行政担当で検討会議を設置し、意見交換、協議を行います。		学校教育課 学校給食センター

### 1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
15	児童発達支援センター管理運営事業	心身に障害を有し、又は発達に遅れがある児童が将来にわたって自分らしく豊かな生活を営めるように、適性や能力に応じた様々な支援を行います。 ① 児童発達支援：概ね2歳から就学前の児童に対し、通所による療育訓練を行います。 ② 親子療育教室：就学前の児童に対し、親子通園により発達を促すとともに、保護者に児童との関わり方の助言及び指導を行います。 ③ 保育所等訪問支援：保育所及び幼稚園等を訪問し、在籍児童に療育訓練を行います。 ④ 巡回相談：保育所及び幼稚園等の先生方に対し、児童及び保護者との関わり方の助言及び指導を行います。 ⑤ 相談支援：児童及びその保護者に対し、児童の発達に関する一般的な相談と心理士等による専門相談を行うとともに、必要に応じてサービス等利		社会福祉課

		用計画を作成します。 ⑥ 啓発、研修等：保育所及び幼稚園の先生方等に対し、発達支援等に関する資質向上を図るための講習会や研修会を開催します。		
16	特別支援教育支援事業 [小中学校]	特別支援学級や通常学級に在籍する特別に支援を要する児童生徒が、集中して授業を受けることができるように、在籍者数が多い特別支援学級に、特別支援教育支援員を配置します。 また、小学校低学年のクラスに、1学年の学級数に応じ、特別支援教育支援員を配置します。		学校教育課
17	私立保育所障害児保育補助事業	障害児の保護者が安心して就労することができるよう保育を行います。		こども福祉課

## 基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

### 2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
18	家庭相談事業	家庭内の子どもの養育や子育てに関する不安など様々な問題について相談を受け、解決するための支援を行います。		こども福祉課
19	児童虐待防止に向けた取組	児童を虐待から守るため、相談・通告窓口の周知やリーフレット等の配布などの啓発や、支援者向けに講演会を実施するなどの取組を行います。 また、要保護児童対策地域協議会の活動を通じて構成機関との情報共有や連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を行います。		こども福祉課
20	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会に社会福祉士や精神保健福祉士の資格等を有する「スクールソーシャルワーカー」を配置し、各学校における指導内容を充実させるとともに、小中学校に配置されているスクールカウンセラー等、関係者とのネットワークの構築や、次年度就学児家庭の不安解消等のための取組を実施します。		学校教育課
21	スクールカウンセラー活用調査研究事業	精神科医や臨床心理士等によるスクールカウンセラーを市内4中学校に1人ずつ、小学校全体で3人配置し、児童生徒や保護者が抱える悩みの軽減・解消を図ります。		学校教育課
22	心の教室相談員活用事業	市内4中学校に1人ずつ「心の教室相談員」を配置し、週3回程度の割合で、生徒が悩み等を気軽に話し、不安やストレスを和らげることのできるような環境を提供します。		学校教育課

## 2-2 安全・安心対策の推進

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
23	防災副読本作成事業	防災副読本(資料集)の作成へ向け、防災に関わる多賀城の自然、地形、歴史等について、東北大学災害科学国際研究所と連携して実地調査を行い、防災副読本(資料集)を作成・活用します。		学校教育課
24	交通安全指導員事業	続発する交通事故の防止、交通安全思想の普及及び交通秩序の保持のため、交通安全指導隊員を設置・運営します。		交通防災課
25	防犯まちづくり推進協議会事業	行政、市民、事業者等が一体となって犯罪の防止に配慮したまちづくりについての関心を高めるとともに、子どもを犯罪被害から守るため、登下校時の見守り運動、市内一斉防犯パトロール等、防犯まちづくりの推進に努めます。		交通防災課

## 基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

### 3-1 母子保健・医療体制の充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
26	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を保健師、委託助産師等が訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、保健指導や情報提供を行います。	○	健康課
27	養育支援訪問事業	精神的に支援が必要な母親等支援継続が必要な場合、継続して訪問し、養育に関する指導・助言等により適切な養育ができるよう支援します。	○	健康課
28	妊婦健康診査事業	妊婦がすこやかな妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査を受ける費用を助成します。	○	健康課
29	乳幼児健康相談事業	0歳から6歳児の保護者で、発達や発育等で継続的な支援が必要な方または発育や健康状態、育児等に不安のある保護者を対象に予約制で年12回(月1回)相談を実施します。		健康課

### 3-2 地域における子育て支援の促進

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
30	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言	○	こども福祉課

		その他の援助を行います。		
31	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	○	こども福祉課
32	一時預かり事業	仕事の都合や疾病、災害、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となった、又は育児疲れを解消したい保護者に対し、こどもを一時的に保育所や幼稚園で預かり保育を行います。	○	こども福祉課

### 3-3 ひとり親家庭への支援の充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
33	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父又は母を対象に、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、訓練費や受講料に対し補助金を支給することでひとり親家庭の自立の促進を図ります。		こども福祉課

### 3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
34	道路整備・維持管理事業	交通事故の危険性が高い通学路における歩道の整備や、妊産婦、乳児連れの親子等全ての人が安心して外出できるような道路整備に努めます		道路公園課 復興建設課
35	公園整備・維持管理事業	子どもの身近な遊び場である公園の遊具や樹木等の環境整備を進め、公園施設の充実に努めます。		道路公園課 復興建設課
36	子ども医療費助成事業	通院は小学3年生修了時、入院は中学3年生修了時まで病院を受診した際の医療費の一部負担金を助成します。		国保年金課

## 基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

### 4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課
再掲	施設型給付費等支給事業	認可保育所や認定子ども園に対し運営費を給付します。	○	こども福祉課
再掲	地域型給付費等支給事業	家庭的保育や小規模保育施設等に対し運営費を給付します。	○	こども福祉課
再掲	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内5か所の公立保育所の運営管理を行います。	○	こども福祉課

37	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図ります。	○	こども福祉課
38	病児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。	○	こども福祉課

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援事業計画について

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

#### (2) 事業量の見込みの考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

### 2 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

多賀城市では、市域が狭く比較的移動が容易であること等を勘案し、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、市全域を1つの提供区域と定めま

す。

ただし、放課後児童健全育成事業については、子どもが通っている小学校区以外の施設を利用することが想定できないため、小学校区を単位として設定します。

### 3 教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策

#### (1) 幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)

【1号認定・2号認定(教育ニーズ)】

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

平成26年5月1日時点

市内幼稚園 7 箇所 利用者数 910 人(市民のみ)+市外幼稚園利用者 135 人 合計 1,045 人

【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数(人)	1,139	1,121	1,112	1,077	1,071
1号認定(人)	642	632	627	607	604
2号認定 幼児期の学校教育の利用希望が強い(人)	497	489	485	470	467
②確保の内容(人)	1,245	1,242	1,127	1,127	1,127
認定こども園(人)	70	67	307	307	307
幼稚園(人)	1,175	1,175	820	820	820
過不足(人)(②-①)	106	121	15	50	56

【確保の方策】

平成27年4月1日時点の幼稚園収容定員及び認定こども園の幼稚園部分の定員合計 1,245 人により、必要量の確保が可能です。

平成27年度に1か所、平成29年度に2か所の認定こども園への移行を見込んでいます。

<施設整備予定>

○平成27年度

・開所予定 認定こども園1か所(定員:3歳児20人、4歳児26人、5歳児24人)

⇒平成28年度に(定員:3歳児17人、4歳児25人、5歳児25人)へ変更予定

○平成29年度

・整備推進 認定こども園2か所(定員:3歳児80人、4歳児80人、5歳児80人)

## (2) 保育所・認定こども園(保育所機能部分)・地域型保育事業

【2号認定(保育ニーズ)・3号認定】

### ① 2号認定(保育ニーズ)

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

#### 【現状】

平成26年4月1日時点 市内保育所11箇所

利用者数 3歳児 171人、4歳児 148人、5歳児 155人、合計 474人

待機児童数 3歳児 5人、4歳児 2人、5歳児 0人、合計 7人 ※実待機者数

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数(人)	499	491	487	472	470
②確保の内容(人)	609	670	739	739	739
認定こども(人)	14	15	84	84	84
保育所(人)	573	633	633	633	633
認可外保育施設(人)	22	22	22	22	22
過不足(人)(②-①)	110	179	252	267	269

#### 【確保の方策】

平成27年4月1日時点の保育所等利用定員合計 609人(3歳児 202人、4歳児 204人、5歳児 203人)により必要量の確保が可能です。更には下記の施設整備等を予定しています。

#### <施設整備予定>

##### ○平成27年度

- ・開所予定 保育所1か所(定員:3歳児10人、4歳児10人、5歳児10人)  
認定こども園1か所(定員:3歳児4人、4歳児5人、5歳児5人)  
⇒平成28年度に(定員:3歳児5人、4歳児5人、5歳児5人)へ変更予定

##### ○平成28年度

- ・開所予定 保育所1か所(定員:3歳児10人、4歳児10人、5歳児10人)
- ・整備推進 保育所1か所(定員:3歳児10人、4歳児10人、5歳児10人)

##### ○平成29年度

- ・整備推進 認定こども園2か所(定員:3歳児23人、4歳児23人、5歳児23人)

## ② 3号認定【0歳】

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

### 【現状】

平成26年4月1日時点 市内保育所11箇所

利用者数 0歳児 60人

待機児童数 0歳児 11人 ※実待機者数

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数(人)	189	184	180	177	163
②確保の内容(人)	135	158	182	182	182
認定こども(人)	0	0	24	24	24
保育所(人)	115	133	133	133	133
地域型保育事業(人)	9	14	14	14	14
認可外保育施設(人)	11	11	11	11	11
過不足(人)(②-①)	▲54	▲26	2	5	19

### 【確保の方策】

平成27年4月1日時点の保育所等利用定員合計(0歳児 135人)に加え、下記の施設整備等により、必要量を確保していきます。

#### <施設整備予定>

##### ○平成27年度

- ・開所予定 保育所1か所(定員:0歳児9人)  
地域型保育事業3か所(定員:0歳児9人)

##### ○平成28年度

- ・開所予定 保育所1か所(定員:0歳児9人)
- ・整備推進 保育所1か所(定員:0歳児9人)  
地域型保育事業3か所(定員:0歳児5人)

##### ○平成29年度

- ・整備推進 認定こども園2か所(定員:0歳児24人)

### ③ 3号認定【1・2歳】

1・2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

#### 【現状】

平成26年4月1日時点 市内保育所11箇所

利用者数 1歳児 141人、2歳児 163人、合計 304人

待機児童数 1歳児 32人、2歳児 22人、合計 54人 ※実待機者数

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数(人)	534	535	513	500	489
②確保の内容(人)	401	475	532	532	532
認定こども(人)	6	18	75	75	75
保育所(人)	332	374	374	374	374
地域型保育事業(人)	36	56	56	56	56
認可外保育施設(人)	27	27	27	27	27
過不足(人)(②-①)	▲133	▲60	19	32	43

#### 【確保の方策】

平成27年4月1日時点の保育所等利用定員合計401人(1歳児189人、2歳児212人)に加え、下記の施設整備等により、必要量を確保していきます。

#### <施設整備予定>

##### ○平成27年度

- ・開所予定 保育所1か所(定員:1歳児9人、2歳児12人)  
地域型保育事業3か所(定員:1歳児18人、2歳児18人)  
認定こども園1か所(定員:2歳児6人)  
⇒平成28年度に(定員:1歳児6人、2歳児12人)へ変更予定

##### ○平成28年度

- ・開所予定 保育所1か所(定員:1歳児10人、2歳児11人)
- ・整備推進 保育所1か所(定員:1歳児10人、2歳児11人)  
地域型保育事業3か所(定員:1歳児10人、2歳児10人)

##### ○平成29年度

- ・整備推進 認定こども園2か所(定員:1歳児28人、2歳児29人)

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

### (1) 延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

#### 【現状】

平成26年4月時点で、市内保育所 11 か所で実施。平成25年度末の利用者数 226 人

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (人)	512	508	496	482	476
②確保の方策 (人)	382	435	485	485	485
過不足 (人) (②-①)	▲130	▲73	▲11	3	9

#### 【確保の方策】

市内全保育所において、事業を実施しています。今後も必要な受入れ体制の整備をお願いするとともに、新設される保育所や地域型保育事業においても、事業実施を要請していきます。

### (2) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### ①幼稚園における在園児対象型

#### 【現状】

平成26年4月時点 市内幼稚園7か所で預かり保育を実施。

平成25年度利用実績推計 39,651 人日

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (1号認定) (人日)	7,140	7,033	6,978	6,753	6,719
(2号認定) (人日)	36,879	36,331	36,046	34,883	34,707
①合計 (人日)	44,019	43,364	43,024	41,636	41,426
②確保の方策 (人日)	44,019	43,364	43,024	41,636	41,426
過不足 (人日) (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

市内幼稚園へのアンケート調査により、平成27年度以降の預かり保育利用見込合計が、概ね40,881人日となっています。定員を定めずに事業を実施している施設が多いことから、既存の受入れ体制で、必要量を確保できる見込みです。幼稚園における一時預かりについては、従来どおりの私学助成による預かり保育と、新制度による一時預かりを市からの受託事業として実施するかを選択できることになることから、いずれの場合においても、既存利用者や利用を希望する方がサービスを受けられるよう、提供体制の確保を図ります。

### ②在園児対象型以外

#### 【現状】

平成26年4月時点 市内保育所3か所で一時預かり保育を実施。

平成25年度実績 4,095人日

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人日)	4,487	4,461	4,300	4,202	4,109
②確保の方策(人日)	7,787	11,267	11,267	11,267	11,267
一時預かり事業 (在園児対象型以外)	7,787	7,787	7,787	7,787	7,787
子育て援助活動支援事業	0	3,480	3,480	3,480	3,480
過不足(人日)(②-①)	3,300	6,806	6,967	7,065	7,158

### 【確保の方策】

既存の3施設(平日定員合計30人/日×250日+土曜日定員合計7人/日×41日)で全体の量の見込みは確保できますが、施設によっては、定員を超える申込みがあるため、新設する保育所も含め事業実施箇所数の増加を図るとともに、平成28年度移設開所予定の子育てサポートセンターで一時預かり(定員10人予定)の実施を検討します。

### (3)病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

#### 【現状】

平成26年4月時点 市内保育所1か所で病後児保育実施(定員3人)。

平成25年度利用実績 35 人日

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (人日)	448	443	433	421	416
②確保の方策 病後児保育事業 (人日)	873	873	873	873	873
過不足 (人日) (②-①)	425	430	440	452	457

#### 【確保の方策】

現在実施している施設で量の見込みを確保(定員 3 名/日×291 日(開所日))できますが、冬季に需要が集中した際にはサービスを利用できない方が出る恐れがあります。

しかしながら、実績として利用が少ない状況ですので、更にサービスの周知等を図り、今後の状況に応じてサービスの拡充等を検討します。

### (4)放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

#### ①【低学年】

#### 【現状】

平成26年4月時点で、市内の小学校6校全ての小学校区8か所で実施。

平成26年5月1日時点の在籍児童数は、448 人

(多賀城小学校区(2か所)87 人、多賀城東小学校区 72 人、城南小学校区(2か所)108 人、八幡小学校区 53 人、天真小学校区 34 人、山王小学校区 94 人)

#### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (人)	458	426	415	405	398
②確保の方策 (人)	458	426	415	405	398
過不足 (人) (②-①)	0(▲144)	0(▲6)	0(0)	0(0)	0(0)

※ ( ) 内は下表の国基準を適用した場合の過不足合計値

【学校別の状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
多賀城 小学校	量の見込み	85	79	77	75	74
	確保の方策	85	79	77	75	74
	過不足	0(▲11)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
多賀城東 小学校	量の見込み	68	63	61	60	59
	確保の方策	68	63	61	60	59
	過不足	0(▲28)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
城南 小学校	量の見込み	111	103	101	98	96
	確保の方策	111	103	101	98	96
	過不足	0(▲31)	0(▲6)	0(0)	0(0)	0(0)
八幡 小学校	量の見込み	45	42	41	40	39
	確保の方策	45	42	41	40	39
	過不足	0(▲5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
天真 小学校	量の見込み	46	43	42	41	40
	確保の方策	46	43	42	41	40
	過不足	0(▲6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
山王 小学校	量の見込み	103	96	93	91	90
	確保の方策	103	96	93	91	90
	過不足	0(▲63)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※（ ）内は、国の示した基準（面積（1.65㎡/人以上、利用定員40人/級以下））とした場合の人数

【確保の方策】

現在、利用を希望される方の全員を受け入れており、待機児童はいませんが、そのことにより学級が過密化している状況です。

平成27年度からは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を規定し、施設の必要面積や概ねの定員を定めて事業を実施しますが、基準を満たすためには、施設整備や運営面での改善が必要となります。

そのため、平成27年度から段階的に施設整備等を進め、平成29年度までに過密化解消を図っていきます。

## ②【高学年】

### 【現状】

4～6年生の受入れは現在実施していません。

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（人）	185	187	183	180	168
②確保の方策（人）	0	94	138	180	168
過不足（人）（②－①）	▲185	▲93	▲45	0	0

### 【学校別の状況】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
多賀城 小学校	量の見込み	40	40	40	39	36
	確保の方策	0	20	30	39	36
	過不足	▲40	▲20	▲10	0	0
多賀城東 小学校	量の見込み	27	28	27	27	25
	確保の方策	0	14	20	27	25
	過不足	▲27	▲14	▲7	0	0
城南 小学校	量の見込み	46	46	45	44	41
	確保の方策	0	23	34	44	41
	過不足	▲46	▲23	▲11	0	0
八幡 小学校	量の見込み	16	16	16	16	15
	確保の方策	0	8	12	16	15
	過不足	▲16	▲8	▲4	0	0
天真 小学校	量の見込み	18	18	17	17	16
	確保の方策	0	9	13	17	16
	過不足	▲18	▲9	▲4	0	0
山王 小学校	量の見込み	38	39	38	37	35
	確保の方策	0	20	29	37	35
	過不足	▲38	▲19	▲9	0	0

### 【確保の方策】

現在、留守家庭児童学級は、低学年児童の受入れのみで過密化している状況のため、高学年児童を新たに受け入れるためには、新たな施設整備が必要となります。

施設整備を平成27年度から段階的に実施し、平成28年度から4年生の受入れを行い、平成29年度には5年生まで、平成30年度には全ての学年を対象とした受入れの実施を検討します。

## (5)利用者支援事業(新規事業)

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【現状】

新規事業です。現在は市が相談や連絡調整を行っていますが、それを専任で行う職員はいません。

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(か所)	1	2	2	2	2
確保の方策(か所)	1	2	2	2	2

### 【確保の方策】

平成27年度に、こども福祉課内に専任職員を配置して実施、平成28年度からは、平成28年4月に移設開所予定の子育てサポートセンターでも提供体制を整え、合計2ヶ所での支援を行う予定です。

## (6)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

平成26年4月時点、子育てサポートセンター、鶴ヶ谷児童館、西部児童センターの3箇所で実施。  
平成25年度実績 1か所 14,557人

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日)	45,409	45,173	43,496	42,527	41,557
確保の方策(か所)	3	4	4	4	4

### 【確保の方策】

新たに、平成27年度開所予定の桜木保育所において平成28年度より実施を検討します。また、平成28年度移設予定の子育てサポートセンターでも継続して実施予定です。

## (7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【現状】

子育てサポートセンターにおいて、協力会員による子どもの送迎や一時的な預かりを行っています。  
平成25年度実績 協力会員 115 人、利用者会員 356 人、利用件数 3,164 件

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (人日)	3,459	3,474	3,488	3,420	3,366
②確保の方策 (人日)	3,459	3,474	3,488	3,420	3,366
過不足 (人日) (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

現状で量の見込みは確保できていますが、留守家庭児童学級の送迎等、夕方の時間帯に需要が多いことから、広報誌やホームページによる広報に加え、市内の公共施設やスーパー、小児科等に協力会員募集のチラシ配布やポスターの掲示などにより、利用者に身近な地区で、その時間帯に活動できる会員を募集し、支援の拡充を図ります。

## (8)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

平成25年度は利用実績がなく、施設の利用委託も行っておりません。

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (人日)	11	11	11	10	10
②確保の方策 (人日)	11	11	11	10	10
過不足 (人回) (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

乳児院や児童養護施設を中心に委託施設等を検討し、必要量を確保していきます。

## (9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、保健指導・情報提供等を行う事業です。

### 【現状】

保健師と委託助産師2名により訪問。平成25年度訪問人数 615 人 訪問率 99.2%

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（人回）	564	551	537	527	515
②確保の方策（人回）	564	551	537	527	515
過不足（人回）（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

今後も保健師または委託助産師が訪問し、母子の心身の状況や育児相談等を行うとともに、健診や予防接種等についての情報提供を行います。

## (10)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援する事業です。

### 【現状】

保健師と委託助産師2名により訪問。平成25年度訪問回数 67 人回

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（人回）	43 (42)	42 (41)	41 (40)	40 (39)	39 (38)
②確保の方策（人回）	43	42	41	40	39
過不足（人回）（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

今後も保健師または委託助産師等が訪問し、精神的に支援が必要な母親等に、母親の希望等も考慮しながら継続的な支援を行います。

## (11)妊婦健康診査事業

妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を含む健康診査を実施する事業です。

### 【現状】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券(14回分)を交付。

平成25年度実績 交付人数 689 人 受診回数 7,014 人回

### 【量の見込みと確保の方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (人回)	6,894	6,739	6,572	6,453	6,298
※交付人数 (人)	657	642	626	615	600
②確保の方策 (人回)	6,894	6,739	6,572	6,453	6,298
過不足 (人回) (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

今後も妊婦健康診査助成券を交付し、パンフレットの配布等の受診勧奨を行い、妊婦の健やかな出産を支援します。

# 資料

## 1 用語の解説

あ行		
M字カーブ	女性の労働力率において、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものの。	P13
か行		
核家族	夫婦（父親または母親）とその未婚の子ども、もしくは夫婦のみから成る家族をいう。	
カリキュラム	学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画。教育課程。	
教育・保育施設	本計画で使用する「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、保育所をさす。	
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。	
さ行		
小1の壁	主に共働き家庭において、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。	
小1プロブレム	小学校に入学した1年生の子どもが、入学後しばらくしても落ち着かない状態が続く、学校生活が成り立たない状況が継続すること。	
自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。	
た行		
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。	
地域子ども・子育て支援事業	教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。子ども・子育て支援法により13事業が定められています。	
な行		
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないに関わらず利用できる、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴があります。	

ら行		
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合	P14

## 2 計画の策定体制

### [子ども・子育て会議]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の方から本計画にかかるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### ■子ども・子育て会議における検討状況

開催時期	主な審議内容
第1回 (H25. 8. 26)	<input type="checkbox"/> 会議の運営について <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援新制度の概要 <input type="checkbox"/> 子育て支援事業の現状と課題 ほか
第2回 (H25. 10. 8)	<input type="checkbox"/> 多賀城市次世代育成支援行動計画(すくっぴープラン)の実施状況報告 <input type="checkbox"/> 多賀城市子ども・子育て支援事業計画等に係るニーズ調査票の検討 <input type="checkbox"/> 持ち寄った課題の報告
第3回 (H26. 3. 13)	<input type="checkbox"/> これまでの取組経過、各委員から提出された現状と課題への回答内容 <input type="checkbox"/> 各事業所からの現状と課題への回答内容 <input type="checkbox"/> ニーズ調査結果(案)報告 <input type="checkbox"/> 今後のスケジュール
第4回 (H26. 4. 22)	<input type="checkbox"/> 需要量の見込みについて <input type="checkbox"/> 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)について <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援にかかる課題の整理について(報告)
第5回 (H26. 9. 8)	<input type="checkbox"/> 「量の見込み」と「確保の方策」について <input type="checkbox"/> 保育の必要性の認定について <input type="checkbox"/> 次世代育成支援行動計画の平成25年度実施状況報告について
第6回 (H26. 10. 29)	<input type="checkbox"/> 第二期次世代育成支援行動計画の骨子案について <input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について <input type="checkbox"/> 量の見込みと確保の方策について
第7回 (H26. 12. 2)	<input checked="" type="checkbox"/> <b>第二期次世代育成支援行動計画の素案について</b>
第8回	

■子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分		氏 名	備考
1	学識経験者		増子 正	東北学院大学教養学部地域構想学科教授
2			磯部 裕子	宮城学院女子大学学芸学部児童教育学科教授
3	幼稚園		根来 宣昭	高崎幼稚園理事長
4			鎌田 俊昭	八幡花園幼稚園長
5	子育て関係 事業従事者	私立保育所	川崎 秀和	多賀城泉保育園長
6			中鉢 義徳	あかね保育所長
7			菊地 智恵子	浮島保育所長
8			認可外保育所	黒川 恵子
9	小学校		相澤 日出夫	天真小学校長
10	子育て支援団体		河野 優子	市父母教師会連合会長 (東豊中PTA 会長)
11			佐藤 明子 (小柳 明子)	一般社団法人 地球の楽好 代表理事
12	市民委員	公募	山本 宣恵	ファミリーサポートセンターサブリーダー
13		公募	服部 典子	保育士、幼稚園教諭養成学校の教員
14	労働者代表	多賀城地区労働福祉連絡協議会	大滝 淳	東北緑化環境保全(株)環境分析センター副センター長
15	事業主代表	多賀城工場地帯連絡協議会	伊藤 光子	多工連事務局担当 ソニー(株)仙台テクノロジーセンター勤務

## [市の策定委員会]

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課の担当者により構成される「多賀城市子ども・子育て支援施策検討委員会」を設置し、計画の内容について検討してきました。

開催時期	主な内容
第1回 (H25. 7. 23)	<input type="checkbox"/> 多賀城市子ども・子育て支援施策検討委員会の役割 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援新制度の概要 <input type="checkbox"/> 多賀城市の子育て支援に係る事業等の現状と課題
第2回 (H25. 10. 1)	<input type="checkbox"/> 多賀城市次世代育成支援行動計画（すくっぴープラン）の実施状況報告 <input type="checkbox"/> 多賀城市子ども・子育て支援事業計画等に係るニーズ調査票の検討
第3回 (H26. 3. 11)	<input type="checkbox"/> これまでの取組経過、各委員から提出された現状と課題への回答内容 <input type="checkbox"/> 各事業所からの現状と課題への回答内容 <input type="checkbox"/> ニーズ調査結果(案)報告
第4回 (H26. 4. 16)	<input type="checkbox"/> 需要量の見込みについて <input type="checkbox"/> 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援にかかる課題の整理について（報告）
第5回 (H26. 10. 21)	<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（報告） <input type="checkbox"/> 量の見込みと確保の方策について <input type="checkbox"/> 第二期次世代育成支援行動計画の策定について
第6回 (H26. 11. 7)	<input type="checkbox"/> 第二期次世代育成支援行動計画の骨子案について <input type="checkbox"/> 現状、課題、目指す姿・解決の方向性について
第7回 (H26. 11. 21)	<input type="checkbox"/> 各主体の役割について

## [教育・保育施設との意見交換会]

教育・保育施設等（認可外保育施設、私立幼稚園、私立保育所）と新制度に関する意見交換を実施しました。

開催時期	主な内容
第1回 (H25. 12. 5)	認可外保育所との意見交換会
第2回 (H26. 1. 16)	私立幼稚園との意見交換会
第3回 (H26. 2. 7)	私立保育所との意見交換会
第4回 (H26. 10. 6)	子ども・子育て支援新制度に係る説明会（幼稚園）
第5回 (H26. 10. 10)	子ども・子育て支援新制度に係る市内保育園（所）説明・意見交換会

## 【ニーズ調査】

計画の策定に先立ち、多賀城市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者と中学生を対象とするアンケート調査を平成25年11月に実施しました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前子児童保護者	1,700 票	984 票	57.9%
小学生保護者	1,046 票	886 票	84.7%
中学生	907 票	868 票	95.7%

## 【パブリックコメントの実施】

市民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施します（予定）。